

租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引

《平成27年4月1日以後終了事業年度》

法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書」を作成する際にご参照ください。



平成27年6月

国 税 庁

凡 例

略 称	意 義
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
令、租特透明化法施行令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成24年旧措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成24年法律第16号)第1条の規定による改正前の租税特別措置法
平成25年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法
平成26年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成27年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法
特定非営利活動 促進法一部改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号)
認定特定非営利 活動法人	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人
旧認定特定非営利 活動法人	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成10年法律第7号)附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人
仮認定特定非営利 活動法人	特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)

(注) この手引は、平成27年4月15日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

I	租特透明化法の概要等	1
1	租特透明化法の概要	1
2	Q & A	2
3	適用額明細書の提出(流れ)	5
II	適用額明細書の記載(入力)要領等	6
1	書面で提出する場合の記載要領等	6
2	e-Taxソフトで提出する場合の入力要領等	8
3	事業種目・業種番号一覧表	10
III	適用を受ける法人税関係特別措置ごとの記載の仕方	13
1	適用額明細書への転記例	13
2	適用額明細書の記載要領第四号の表の平成27年度税制改正について	14
	別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分 (平成26年10月1日以前に開始した事業年度)	15
	中小企業者等の法人税率の特例(普通法人又は人格のない社団等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(一般社団法人等)	
	別表一(一) 次葉 普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分(次葉) (平成26年10月1日以後に開始した事業年度)	16
	中小企業者等の法人税率の特例(普通法人又は人格のない社団等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(一般社団法人等)	
	別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等の分 (平成26年10月1日以前に開始した事業年度)	17
	中小企業者等の法人税率の特例(公益法人等又は協同組合等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(特定の協同組合等)	
	別表一(二) 次葉 公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等の分(次葉) (平成26年10月1日以後に開始した事業年度)	18
	中小企業者等の法人税率の特例(公益法人等又は協同組合等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(特定の協同組合等)	
	別表一(三) 特定の医療法人の分 (平成26年10月1日以前に開始した事業年度)	19
	中小企業者等の法人税率の特例(特定の医療法人)	
	特定の医療法人の法人税率の特例	
	別表一(三) 次葉 特定の医療法人の分(次葉) (平成26年10月1日以後に開始した事業年度)	20
	中小企業者等の法人税率の特例(特定の医療法人)	
	特定の医療法人の法人税率の特例	
	別表六(六) 試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	21
	試験研究費の総額等に係る税額控除	
	特別試験研究費の額に係る税額控除(平成27年4月1日以前に開始した事業年度)	
	別表六(七) 中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	22
	中小企業技術基盤強化税制	

別表六(八) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	23
特別試験研究費の額に係る税額控除(平成27年4月1日以後に開始する事業年度)	
別表六(九) 試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	24
試験研究費の増加額に係る税額控除	
平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	
別表六(十一) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	25
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十二) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	26
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十三) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	27
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十五) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	29
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十六) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	30
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十七) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	
(地域再生法の一部を改正する法律の施行日前に終了した事業年度)	31
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十七) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	
(地域再生法の一部を改正する法律の施行日以後に終了する事業年度)	32
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十八) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	
(地域再生法の一部を改正する法律の施行日以後に終了する事業年度)	33
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十九) 国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	34
国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除	
別表六(二十) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	35
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十一) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	36
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十二) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	37
生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書	38
損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例	
保険会社の受取配当等の益金不算入の特例(平成27年4月1日以後に開始する事業年度)	

別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書	39
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	
別表十(一) 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書	40
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除	
別表十(二) 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	41
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例	
別表十(三) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	42
探鉱準備金の損金算入	
海外探鉱準備金の損金算入	
新鉱床探鉱費の特別控除	
海外新鉱床探鉱費の特別控除	
別表十(四) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	43
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	
別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書	44
収用換地等の場合の所得の特別控除	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	
別表十(六) 社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	46
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	
農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	
別表十(七) 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書	47
特定目的会社に係る課税の特例	
別表十(八) 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書	48
投資法人に係る課税の特例	
別表十(九) 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書	49
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	
別表十一(一) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	50
中小企業等の貸倒引当金の特例	
別表十二(一) 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	51
海外投資等損失準備金の損金算入	
別表十二(二) 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書	53
新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入	
別表十二(三) 特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書	54
特定事業再編投資損失準備金の損金算入	
別表十二(四) 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書	55
金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入	

別表十二(六) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	56
特定災害防止準備金の損金算入	
別表十二(七) 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書	57
新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入	
別表十二(八) 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書	58
使用済燃料再処理準備金の損金算入	
別表十二(九) 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	59
原子力発電施設解体準備金の損金算入	
別表十二(十) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	60
保険会社等の異常危険準備金の損金算入	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入	
別表十二(十一) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書	61
関西国際空港用地整備準備金の損金算入	
別表十二(十二) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	62
中部国際空港整備準備金の損金算入	
別表十二(十三) 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	63
特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入	
別表十二(十四) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	64
農業経営基盤強化準備金の損金算入	
農用地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(四) 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	65
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十三(五) 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	67
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え	
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え	
過疎地域の外から内への買換え	
都市機能誘導区域の外から内への買換え	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え	
農用地区域内における土地等の買換え	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え	
国内にある土地等、建物又は構築物で所有期間が10年を超えるものから国内にある一定の土地等、建物、構築物等への買換え	
日本船舶から日本船舶への買換え	
別表十三(六) 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	71
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(七) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書	72
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	
別表十三(九) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	74
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	

別表十三(十) 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	75
平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	
別表十三(十一) 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	76
技術研究組合の所得の計算の特例	
別表十三(十二) 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	77
転廃業助成金等に係る課税の特例	
別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書	79
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例	
別表十四(四) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書	80
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、	
別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、	
別表十六(三) 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書又は	
別表十六(五) 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	81
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	
公害防止用設備の特別償却	
船舶の特別償却	
耐震基準適合建物等の特別償却	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	
共同利用施設の特別償却	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	
特定信頼性向上設備等の特別償却	
特定地域における工業用機械等の特別償却	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	
医療用機器等の特別償却	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	
支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	
(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	
特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)	
倉庫用建物等の割増償却	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	

別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	90
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	
別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書	91
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	
3 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内	98

I 租特透明化法の概要等

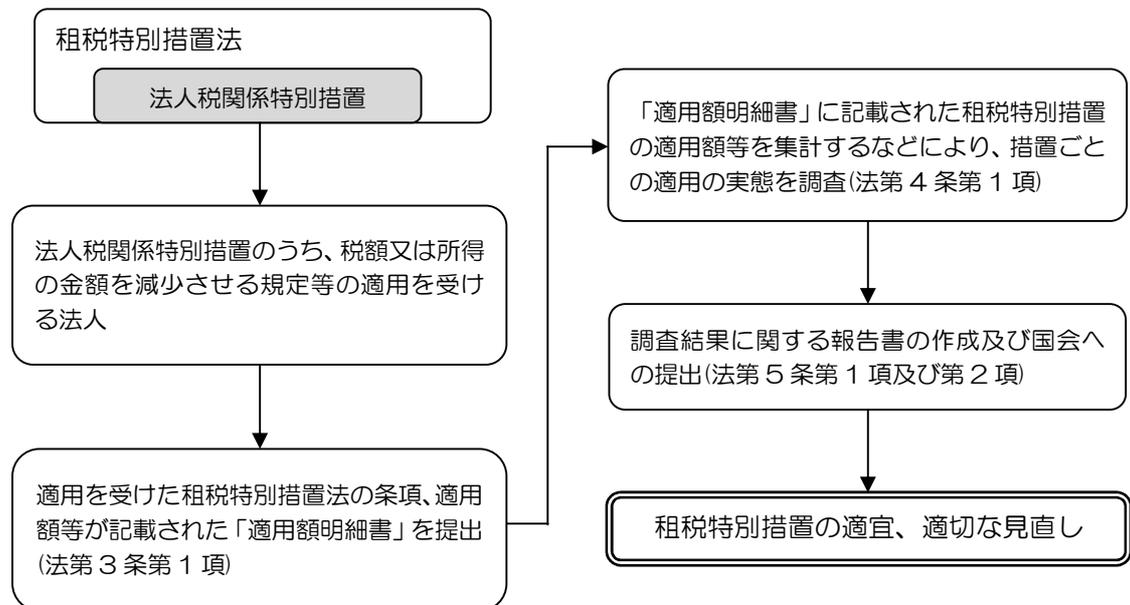
1 租特透明化法の概要

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする租特透明化法が制定されました。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。このため、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります(法第2条第1項、第3条第1項)。

また、提出された適用額明細書に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなどにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることとなります(法第1条)。

○ 租特透明化法の流れ



2 Q & A

Q1 「適用額明細書」とは何ですか？

A1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置(Q2参照)の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

(注) 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等(具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租税特別措置)をいいます。

Q3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣(国税庁長官)は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4 「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

A4 「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

そのため、「適用額明細書」の添付漏れ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

Q5

「適用額明細書」の記載内容に誤りがあったため、再提出しようと考えていますが、再提出する場合、誤りのあった部分のみの提出でよいでしょうか？

A 5 「適用額明細書」を再提出する場合には、誤りのあった部分のみの提出ではなく、適用を受ける全ての法人税関係特別措置について記載してください。

Q6

「適用額明細書」や「適用額明細書記載の手引」は、どこで入手できますか？

A 6 「適用額明細書」や「適用額明細書記載の手引」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードが可能です(掲載場所は、最終ページをご参照ください。)

「適用額明細書」は、市販の会計ソフトウェア等から出力されたモノクロ専用様式のものであっても提出が可能です。

なお、法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合(前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄を「要」とされている場合)には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付しております。

Q7

「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信ができますか？

A 7 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信が可能です。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご参照ください。

Q8

「適用額明細書」に2桁で記載すべき「業種番号」欄がありますが、これは、別表一(一)等に印字された「業種目」と何か関連はあるのでしょうか？

A 8 「適用額明細書」に記載する「業種番号」は、別表一(一)等に印字された「業種目」欄の上2桁を記載することになります。

なお、別表一(一)等の「業種目」欄に印字がない場合や「業種目」欄に印字された「業種番号」がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P10の「3 事業種目・業種番号一覧表」から該当する「業種番号」を記載してください。

Q9

法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A 9 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q10

「適用額明細書」の記載に当たって何か注意すべき事項は、ありますか？

A10 提出された「適用額明細書」には、次のような記載誤りが多く見受けられます。

記載誤りがある場合には、正しく記載した「適用額明細書」を改めて提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

① 法人税申告書別表からの転記誤り

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「所得金額又は欠損金額」等は別表一(一)等に記載されたものと同額を記載してください。

② 「区分番号」の記載誤り

「区分番号」は、税制改正に伴い適用を受ける法人税関係特別措置が同一であっても、税額控除限度額が変更されたことにより、改正後の「区分番号」が異なる場合がありますので、適用を受ける事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し、正しく記載してください。

③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額ある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等の法人税率の特例」(区分番号「00380」)

所得金額900万円であっても、この措置の適用限度額は年800万円であるため、「適用額明細書」には、「8,000,000円」と記載する。

④ 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業者等の法人税率の特例」のような適用を受けない措置の記載は不要です。

Q11

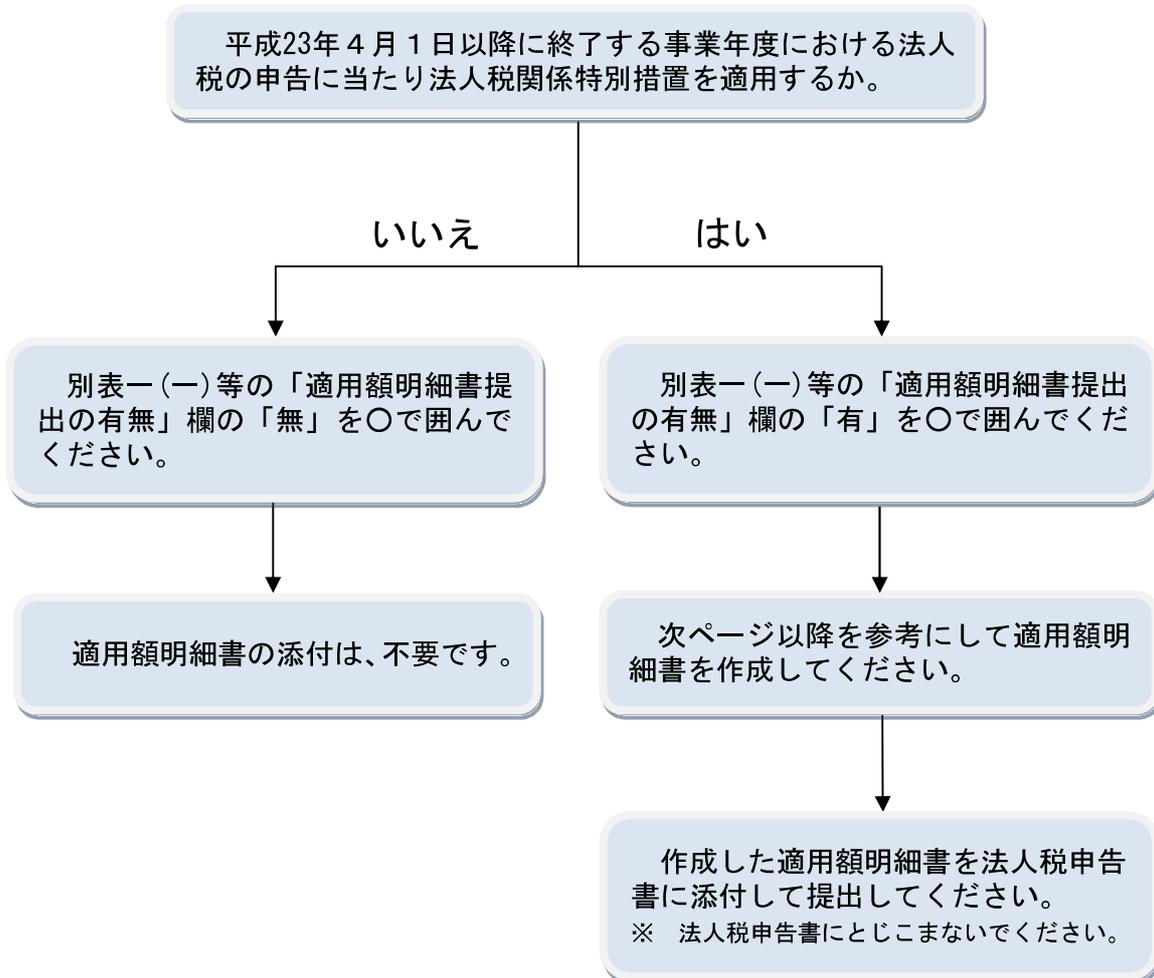
震災特例法の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載は必要でしょうか？

A11 震災特例法の「みなす規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第17条の5第2項による試験研究費の税額控除については、租税特別措置法の規定による試験研究費と、金額の区分がされずに法人税申告書別表六(六)又は六(八)に記載されることとなりますが、「適用額明細書」への記載は、金額の区分をせず、法人税申告書別表に記載した金額をそのまま転記してください。

3 適用額明細書の提出(流れ)

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。



II 適用額明細書の記載(入力)要領等

1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」の記載に当たっては、以下のとおり別表一(一)等の記載内容を「適用額明細書」に転記してください。

なお、「租税特別措置法の条項」、「区分番号」及び「適用額」欄の記載要領については、P15以降をご参照ください。

【別表一(一)等の記載内容】

平成 27 年 6 月 30 日 ① 麴町 税務署長殿		⑥ 3500	青色申告 一連番号
納税 ② 東京都千代田区大手町 1-1-1 電話(03) 1234-5678	事業種 ⑦ 医薬品卸売業	⑧ 100,000,000 円	整理番 ⑨ 00456789
法人 ③ 株式会社 国税商事	司非区分 特別 定額 同 非 特別 定額	経理責任者 国税 花子	事業年度 (至) 年 月 日
代表者 国税 太郎	旧納税地及び旧法人名等	添付書類	申告年月日 年 月 日
代表者住所 東京都千代田区大手町 1-1-2	課税事業年度分の法人税 確定 申告書 課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書 (中間申告の場合 平成 年 月 日) (の計算期間 平成 年 月 日) の申告書による法人税額の計算	翌年以降 送付要否 <input type="checkbox"/>	適用額明細書 提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/>
所得金額又は欠損金額 ⑤ 500000000 円	控 所得税の額 別表六(一)「6」の②	税 外国税額 別表六(一)「16」	適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。

【適用額明細書への転記後のイメージ】

平成 27 年 6 月 30 日 ① 麴町 税務署長殿		④ 自平成 26 年 05 月 01 日 至平成 27 年 04 月 30 日	事業年度分の適用額明細書 当初提出分・再提出分
納税 ② 東京都千代田区大手町 1-1-1 電話(03) 1234-5678	整理番 ⑨ 00456789	提出枚数 01 枚 うち 01 枚目	この用紙はとじこまないで 記載方法については、P15 以降をご参照ください。
法人 ③ 株式会社 国税商事	事業種 ⑦ 医薬品卸売業 業種 ⑥ 35	提出年月日 平成 年 月 日	
所得金額又は欠損金額 ⑤ 500000000 円	⑧ 100000000 円		
租税特別措置法の条項 第 42 条の3の2 第 1 項 第 1 号	区分番号 00380	適用額 80000000 円	

○ 記載に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
- (3) 「整理番号」及び「業種番号」欄は、別表一(一)等の「整理番号」及び「業種目」欄に印字された番号を記載してください。

なお、記載に当たっては、「業種目」欄に印字された番号の上2桁を記載してください。

(例) 業種目「3500」 → 「35」

また、印字された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合には「3 事業種目・業種番号一覧表」を参照して記載してください。

- (参考) 「整理番号」及び「業種番号」欄が不明な場合は、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合は、メッセージボックスに格納されます。)をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

利用者識別番号 1234123412341234	別表一(一)青色申告用
整理番号 00456789	←
業種番号 3500	
東京都千代田区大手町1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎 殿	
麴町 税務署長	
平成 26 年 05 月 01 日	事業年度分の確定申告について
平成 27 年 04 月 30 日	
貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められ	

※ 上記「申告のお知らせ」は、メッセージボックスに格納されたものですが、税務署から郵送される「申告のお知らせ」の掲載位置もほとんど同じです。

- (4) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「所得金額又は欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
- (5) 記載を了した適用額明細書は、申告書にとじこまずに、申告書に挟み込んで提出してください。
- (6) OCR入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領等

「適用額明細書」をe-Taxで提出される場合は、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」の入力に当たっては、それ以外の項目を入力してください(青の網掛け部分)。

「業種番号」欄が不明な場合は、次ページの(4)によりご確認ください。

なお、「租税特別措置法の条項」、「区分番号」及び「適用額」欄の入力要領については、P15以降をご参照ください。

【適用額明細書の入力画面】

様式第一

平成 27 年 6 月 30 日 自 平成 28 年 5 月 1 日 事業年度分の適用額明細書
 至 平成 27 年 4 月 30 日 (当初提出分 · 再提出分)

納税地 東京都千代田区大手町1-1-1 整理番号
 電話 (03) 1234 - 5678 提出枚数 1 枚 うち 1 枚目

(フリガナ) コクセイ タロウ コロセイ タロウ
 法人名 株式会社 国税商事 事業種目 医薬品卸売業 業種番号 35

期末現在の
 資本金の額又は
 出資金の額 100,000,000 円
 所得金額又は
 欠損金額 ① 50,000,000 円

※ 租税特別措置法の条項
 記載方法については、P15
 以降をご参照ください。

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第42条の3の2 第1項第1号	00380	8,000,000 円

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載する

【別表一(一)等の入力画面】

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く。一般社

① 租税特別措置法の条項
 記載方法については、P15
 以降をご参照ください。

平成 27 年 6 月 30 日 平成 28 年 5 月 1 日 事業年度分の 確定 申告書
 平成 27 年 4 月 30 日 (中間申告の場合平成 年 月 日)
 (計算期間平成 年 月 日)

業種目 医薬品卸売業
 同非区分 株式会社 有限会社 合資会社

代表者 国税 太郎
 代表者住所 東京都千代田区大手町1-1-2

所得金額又は欠損金額
 【別表四(48)の①】 ① 50,000,000 円

適用額明細書
 提出の有無 有 無

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」をチェックしてください。

○ 入力に当たっての留意事項

- (1) e-Taxソフトで提出する場合には、「整理番号」欄の入力は不要です。
- (2) 当該画面では、自動で反映される項目の入力はできませんので、未入力箇所があった場合には、再度、「申告・申請等基本情報」を更新してください。
- (3) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
- (4) 「業種番号」欄は、メッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」に表示された番号を記載してください。

なお、入力に当たっては、「業種番号」欄に印字された番号の上2桁を記載してください。

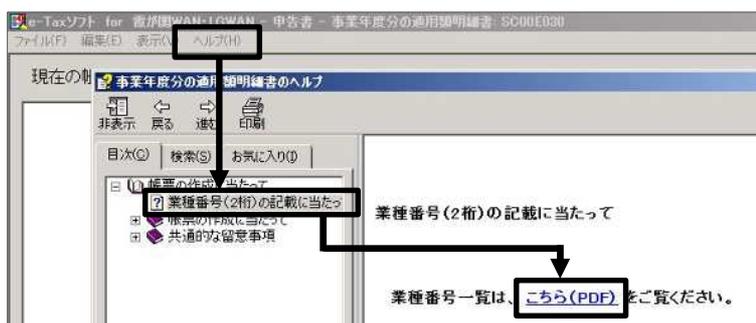
(例) 業種番号「3500」 → 「35」

また、表示された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合には、「3 事業種目・業種番号一覧表」を参照して記載してください(e-Taxソフトをご利用の場合は、「帳票ヘルプ」からも参照することができます。)

(参考1) 「申告のお知らせ」イメージ

利用者識別番号 1234123412341234	別表一(一)青色申告用
整理番号 00456789	
業種番号 3500	
東京都千代田区大手町 1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎 殿	
麴町 税務署長	
平成 26 年 05 月 01 日	事業年度分の確定申告について
平成 27 年 04 月 30 日	
貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められ	

(参考2) 「帳票ヘルプ」画面遷移図



3 事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号	事業種目	業種番号	
食料品製造業	水産食料品	01	金属製品製造業	20	
	調味料				被覆、彫刻、その他の金属表面処理
	精穀、製粉				くぎ、ボルト、ナット、線材製品
	砂糖		その他の金属製品	機械製造業	21
	菓子		金属加工機械		
	パン類		繊維機械		
	清涼飲料		農業用機械		
	酒類		建設機械		
	畜産食料品		産業用機械		
その他の食料品	事務用・サービス用・民生用機械器具	その他の機械			
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02	産業用電気機械器具製造業	22	
	紡績				産業用電気機械器具
	ねん糸				電子機器
織物業	綿・スフ織物	03	民生用電気機械器具電球製造業	23	
	絹・人絹織物				民生用電気機械器具、電球
	毛織物		通信機械器具製造業	24	
	その他の織物				通信機械器具
ニット製造業	ニット	04			
染色整理業	染色整理	05			
その他の繊維工業		06			
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、校服	07	輸送用機械器具製造業	25	
	婦人、子供服				自動車・同付属品
	ワイシャツ、下着				鉄道車両
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服				自転車・オートバイ
	その他の繊維製品		船舶		
			その他の輸送用機械器具	26	
		理化学機械器具等製造業	計量器、医療器械、理化学機械等		
木材、木製品製造業	製材	08	光学機械器具等製造業	27	
	木製容器				光学機械器具、レンズ、眼鏡
	その他の木製品		時計・同部品製造業	28	
家具、装備品製造業	家具	09	その他の製造業	29	
	建具				がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品
	その他の家具・装備品		事務用品		
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10	その他の製造業	29	
	紙製容器				貴金属製品
	その他のパルプ・紙製品				楽器、レコード
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	11	その他の製造業	29	
	印刷				装身具、装飾品
	製版、製本、その他の印刷物加工				プラスチック製品
			その他の製造		
化学工業	化学肥料	12	飲食料品卸売業	31	
	有機化学工業製品				米穀類
	化学繊維				野菜、果物
	油脂加工品、石けん、塗料等				食肉
	医薬品				生鮮魚介そう
	その他の化学工業				その他の農水畜産物
石油製品製造業	石油精製	13	飲食料品卸売業	31	
	その他の石油製品				酒類
石炭製品製造業	石炭製品	14			
ゴム製品製造業	ゴム製品	15			
皮革・同製品製造業	皮革製品	16			
窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品	17	繊維品卸売業	32	
	セメント・同製品				生糸、繭、原糸、繊維品
	建設用粘土製品、耐火物				呉服、太物
	陶磁器・同関連製品				その他の織物
	その他の窯業・土石製品				洋服類
鉄鋼業	鉄鋼	18	繊維品卸売業	32	
	銑鉄鋳物				寝具類
非鉄金属製造業	非鉄金属	19	繊維品卸売業	32	
	非鉄金属				靴、履物
金属製品製造業	構築用金属製品	20	建築材料卸売業	33	
	金属打抜き・プレス加工				かばん、袋物
					下着類
			小間物		
			洋品雑貨、その他の繊維品		
			木材、竹材		
			セメント		

事業種目	業種番号	事業種目	業種番号
建築材料卸売業	33	百貨店	46
家具、建具、じゅう器卸売業	34	趣味、娯楽用品等小売業	47
医薬品、化粧品卸売業	35	その他の小売業	49
機械器具卸売業	36	総合建設業	51
鉱物、金属材料卸売業	37	職別建設業	52
貿易業	38	鉄道業	61
その他の卸売業	39	道路旅客運送業	62
飲食料品小売業	41	道路貨物運送業	63
織物小売業	42	水運業	64
衣服、身の回り品小売業	43	倉庫業	65
家具、建具、じゅう器小売業	44	放送・電信・電話業	66
医薬品、化粧品小売業	45	電気供給業	67
		ガス・熱供給業	68
		その他の運輸、運輸 付帯サービス、水道業	69
		洗濯	71
		洗剤	
		洗剤	72
		洗剤	
		洗剤	73
		洗剤	
		洗剤	74
		洗剤	

事業種目		業種番号
その他のサービス業	土木建築サービス	75
	医療保健	
	医療関連サービス	
	廃棄物処理	
	その他のサービス	
自動車修理業	自動車修理	76
その他の修理業	機械修理	77
	電気機械修理	
	その他の修理	
料理・飲食店業	料亭	78
	日本料理	
	大衆酒場、小料理	
	外国料理	
	すし	
	そば、うどん	
	バー	
	キャバレー	
	喫茶	
その他の飲食		
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79
	ラブホテル、モーテル	
	ホテル、普通旅館	
	その他の旅館	
農林業	農業	81
	林業	
漁業、水産養殖業	漁業	82
金属鉱業		83
石炭鉱業		84
原油・天然ガス鉱業		85
非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	その他の非金属鉱業	
銀行・信託業	銀行	87
	信用金庫	
	信用組合	
	農業協同組合	
	漁業協同組合	
	その他の銀行・信託	
その他の金融業	質屋	88
	貸金	
	その他の金融	
証券、商品取引業	証券、商品取引	89
保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
不動産業	建売、土地売買	91
	不動産代理仲介	
	その他の不動産	
その他の産業	教育	99
	分類不能	

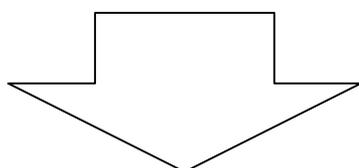
Ⅲ 適用を受ける法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

1 適用額明細書への転記例

P15から適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方が掲載されていますが、適用額明細書への転記は次のとおり行ってください。

【別表様式六(六)】

別表六(六) 「14」、「21」又は「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。		事業年度	法人名
試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書			
試験研究費の額	1	円	22
試験研究費の総額等に係る税額控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合			
① 「租税特別措置法の条項」欄	「平成27年旧措置法第42条の4第3項」		①
② 「区分番号」欄	「00428」		②
③ 「適用額」欄	「26」欄の金額		③
試験研究費の総額	4	円	25
平均売上金額	5	円	26
試験研究費割合	6	分	27
			200,000



【適用額明細書】

所得金額又は 欠損金額	十 萬 百 万 千 円	単位欄
① 租税特別措置法の条項	② 番号	③ 適用額
平成27年旧措置法 第42条の4第3項第 号	00428	十 萬 百 万 千 円 200000

※ 上記別表様式六(六)の記載の仕方のように「①租税特別措置法の条項」欄に「平成27年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上の余白部分に記載してください。

2 租特透明化法施行規則に掲げる表の平成27年度税制改正について

従来、税制改正により条項のみの改正があった場合は、租特透明化法施行規則に掲げる表(以下「適用額明細書コード表」といいます。)の「租税特別措置法の条項」欄には、改正前の租税特別措置法(以下「旧措置法」といいます。)及び改正後の租税特別措置法の条項を掲げることとされていました。

この度、平成27年度の税制改正においては、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄について規定の整備が行われ、区分番号に変更がないときは、次に該当する条項以外は掲げないこととされました(※参照)。

- ① 廃止された法人税関係特別措置
- ② 経過措置として「なおその効力を有する」と規定された法人税関係特別措置

なお、この改正により適用額明細書コード表から旧措置法の条項が削除された法人税関係特別措置について、旧措置法の適用を受けている場合であっても、現行の租税特別措置法の条項に対応した区分番号を記載することとされており、適用額明細書の提出が必要となる法人税関係特別措置の範囲に変更はありませんのでご注意ください。

※ 【適用額明細書コード表の掲載方法変更例】

- 区分番号「00120」(措置名：特定地域における工業用機械等の特別償却)
 <税制改正の内容>
 旧措置法の条項：「第45条第1項の表の第1号の第1覧のイ」
 改正後の条項：「第45条第1項の表の第1号」

平成26年度までの記載		平成27年度(本年度)の記載	
租税特別措置法の条項	区分番号	租税特別措置法の条項	区分番号
第45条第1項の表の第1号 <u>又は平成27年旧措置法第45条第1項の表の第1号の第1欄のイ</u> (償却費)	00120	第45条第1項の表の第1号 (償却費)	00120

別表一(一)

「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※ 平成26年10月1日前に開始した事業年度用

御注意
 1 期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち、次の①から③までのいずれかの場合の法人(以下「小法人」といいます)との間にこれらの法人による完全支配関係がある全ての小法人等(一に該当する非中小法人等、相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます)に該当する非中小法人等、相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。
 2 「30」欄から「33」欄までの各欄は、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人、一般社団法人等又は人格のない社団等(一に該当する非中小法人等、相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます)に記載します。

平成 年 月 日 税務署長殿	事業種目	税務署	青色申告	一連番号
納税地 電話() -	期末現在の資本金の額又は出資金の額 同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非小法人等	整理番号	
法人名 (フリガナ)	同非区分 特 定 同 族 社 非 同 族 社		事業年度(至)	年 月 日
代表者 自署押印	一般社団・財団法人の区分 非営利型法人 普通法人		売上金額	兆 十億 百万
代表者 住所	経理責任者 自署押印		申告年月日	年 月 日
	旧納税地及び 旧法人名等		申告区分	序指定 局指定 指導等 区分
	添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)定款等 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)定款等 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)定款等 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)定款等		通信日付印	確認印

平成 年 月 日

事業年度分の 申告書

平成 年 月 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日)

翌年以降送付要否 要 否

適用額明細書提出の有無 有 無

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四)	十億 百万 千 円	この	所得税額等の還付金額 (16)	十億 百万 千 円
法 人 税 額 (3)		「30」欄		
差 引 (4)		中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合		
法人税額 (5)		① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第1号」※1又は「第42条の3の2第1項第2号」※2		
連納税額 (6)		② 「区分番号」欄:「00380」※1又は「00381」※2		
土地譲渡 (7)		③ 「適用額」欄:「30」欄の金額(円単位)		
留 課 (8)		(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。		
保 金 (9)		2 「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。		
法 人 (10)		※1 第42条の3の2第1項第1号(区分番号:「00380」)		
仮装経理 (11)		普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの 若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等		
控 除 (12)		※2 第42条の3の2第1項第2号(区分番号:「00381」)		
差引所得 (13)		一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に限る。)、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、政党法人、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合又はマンション敷地売却組合		
中間申告分の法人税額	14			
差引確定(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は「(13)×(14)」)	15			
法人税額 (1)の金額又は800万円×(1)の割合のうち少ない金額	30			
相当額を超える金額 (1)-(30)	31			
所得金額(1)	32			
所得金額(1)	33			
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	38			
同 上 (別表三(二)「28」)	39			
所得税の額 (別表六(一)「6」)	41			
外国税額 (別表六(二)「16」)	42			
計 (41)+(42)	43			
控除した金額 (12)	44			
控除しきれなかった金額 (43)-(44)	45			
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日	決算確定の日	平成 年 月 日	
この申告書の正の申告書の前記の	28	欠損又は災害損失金の当期控除額		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	29			
(30)の15%相当額	34			
(31)の25.5%又は23.9%相当額	35			
法人税額 (34)+(35)	36			
法人税額 (33)の25.5%又は23.9%相当額	37			
土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)	40			00
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	46			
還付を受けようとする金融機関等		銀行 本店・支店 郵便局名等 金庫・組合 出張所 預金 農協・漁協 本所・支所		
口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号		
※税務署処理欄				

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平二十七・四・一以後終了事業年度分(平二十六・十・一前開始事業年度用)

別表一(一)次葉

「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※ 平成26年10月1日以後に開始した事業年度用

別表一(一)次葉
平二十七・四・一以後終了事業年度等分(平二十六・十・一以後開始事業年度等用)

法人税額の計算					
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の25.5%又は23.9%相当額	53
	所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54
そ法人の	「48」欄 金額	51	000	法人税額	55

中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第1号」※1又は「第42条の3の2第1項第2号」※2
- ② 「区分番号」欄:「00380」※1又は「00381」※2
- ③ 「適用額」欄:「48」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 別表一(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

※1 第42条の3の2第1項第1号(区分番号:「00380」)

普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等

※2 第42条の3の2第1項第2号(区分番号:「00381」)

一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に限る。)、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、政党法人、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合又はマンション敷地売却組合

法人税額の計算		法人税額の計算	
の申告前額の計	課税土地譲渡利益金額	61	
	課税留保金額	62	
	法人税額	63	
	還付金額	64	外
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(15-(63)若しくは(15+(64))又は(64-(27))	65	外 00
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67	
の申告前額の計	法人税額	69	
	課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
	確定地方法人税額	71	
	中間還付額	72	
	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
	この申告により納付すべき地方法人税額(42-(71)若しくは(42+(72)+(73))又は((72-(43))+(73-(43の外書)))	74	00

別表一(二)

「24」又は「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※ 平成26年10月1日前に開始した事業年度用

御注意

21 「法人税額の計算」の各欄は、次により記載することになりますので、御注意ください。
 ① 協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載し、協同組合等に関する収入金額の占める割合が50%を超えないこと。
 ② 期末における組合員その他の構成員の数に、上記以外の協同組合等に関する収入金額が年100億円以上であるものがある場合は、「28」から「30」までの各欄に記載し、協同組合等に関する収入金額の占める割合が50%を超えないこと。
 ③ 店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年100億円以上である場合は、「28」から「30」までの各欄に記載し、協同組合等に関する収入金額の占める割合が50%を超えないこと。

平成 年 月 日 税務署長殿	所管	業種目	概況書	要否	別表等	青色申告	一連番号	
納税地 電話()	事業種目	期末現在の 出資金の額	整理番号	事業年度 (至)	売上金額	申告年月日	申告区分	
法人名 代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書 組織再編に係る契約書の写し、組 織再編に係る移転資産等の明細書	通信日付印	確認印	省略	
代表者 住所	添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書 組織再編に係る契約書の写し、組 織再編に係る移転資産等の明細書	通年以降 送付要否	要	否	適用額明細書 提出の有無	有	無
平成 年 月 日	事業年度分の 申告書	平成 年 月 日	税理士法第30条 の書面提出有	有	無	税理士法第33条 の2の書面提出有	有	無

所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	1	十億	百万	千	円	所得税額等の還付金額 (45)	12	十億	百万	千	円
法人税額 (34)又は(37)	2					欠損金の繰戻しによる 還付請求税額	13				
法人税額の特別控除額 (35)又は(36)	2										

「24」欄

特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第2項」
- ② 「区分番号」欄:「00384」
- ③ 「適用額」欄:「24」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

控除税額 (((8)-(9))と(43)のうち少ない金額)	10					この修 正の申 告合 告前 のの	欠損金又は災害損失 等の当期控除額	22			
差引この申告により前付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11				00	この申 告合 告前 のの	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失	23			
特例税率の適用がある場合 (1)のうち年800万円 相当額以下の金額 800万円× $\frac{1}{10}$	24				000		(24)の15%相当額	31			
(1)のうち年10億円 相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{10}$	25				000		(25)の19%相当額	32			
所得金額(1) (24)+(25)+(26)	27				000		法人税額 (31)+(32)+(33)	34			
(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{10}$ 相当額のうち少ない金額	28				000		(28)の15%相当額	35			
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(28)	29				000		(29)の19%相当額	36			
所得金額(1) (28)+(29)	30				000		法人税額 (35)+(36)	37			

「28」欄

公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第3号」
- ② 「区分番号」欄:「00382」
- ③ 「適用額」欄:「28」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

土地譲 渡(別表三(一))	1					公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)の法人税率の特例を適用している場合	
所得税 (別表六(一))	2					① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第3号」	
控除し 得ない (43)+(44)	3					② 「区分番号」欄:「00382」	
控除し 得ない (43)+(44)	4					③ 「適用額」欄:「28」欄の金額(円単位)	
控除し 得ない (43)+(44)	5					(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。	
控除し 得ない (43)+(44)	6					2 「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。	

法0301-0102

税理士
署名押印

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等の分………平二十七・四・一以後終了事業年度分(平二十六・十・一前開始事業年度用)

別表一(二)次葉

「35」欄又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※ 平成26年10月1日以後に開始した事業年度用

別表一(二)次葉 平二七・四・一以後終了事業年度等分(平二六・十・一以後開始事業年度等用)

		事業 年度等	法人名		
法人税額の計算					
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の15%相当額	42
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の19%相当額	43
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44
	所得金額 (35) + (36) + (37)	38	000	法人税額 (42) + (43) + (44)	45
上記以外の場合	(1)の金額又は $800万円 \times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の15%相当額	46
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (39)	40	000	(40)の19%相当額	47
	所得金額 (39) + (40)				
課税標準法人 (27)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">「35」欄</p> <p>特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄:「00384」</p> <p>③ 「適用額」欄:「35」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。</p> <p>2 別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</p> <p>※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等</p> </div>				
法人申告額の計算	この申告により納税又は減少する(11)-(53)若しくは(54)-(22)			方法人の申告	
	この申告前の欠損金又はこの当期控除額	50		確定地方法人税額	59
この申告前の	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57			
	法人の還付				00

「39」欄

公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第3号」

② 「区分番号」欄:「00382」

③ 「適用額」欄:「39」欄の金額(円単位)

(注) 1 **適用額は、年800万円が上限となります。**

2 **別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。**

別表一(三)

「27」又は「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※ 平成26年10月1日前に開始した事業年度用

 平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	※	青色申告	一連番号
納税地	電話() -	事業種目	整理番号 事業年度(至) 年 月 日 売上金額 兆 十億 百万 申告年月日 年 月 日	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分 年 月 日	通信日付印 確認印 省略 年 月 日	適用額明細書提出の有無 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 税理士法第30条の書面提出有 <input type="radio"/> 税理士法第33条の2の書面提出有 <input type="radio"/>	申告書	年 月 日
(フリガナ) 法人名	代表者自署押印							
(フリガナ) 代表者自署押印		添付書類						
代表者住所								

平成 年 月 日

事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

所得金額又は欠損金額(別表四「47の①」)	1	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	14	所得税額等の還付金額(40)	十億 百万 千 円
法人税額(32)	2		この申告の中	15	中間納付額(12)-(11)	
法人税額の特別控除額	3		この申告の中	16	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	
差引法人税額(2)-(3)	4		この申告の中	17	計(14)+(15)+(16)	
リース特別控除取戻税額(別表六(二六)「31」)	5		この申告の中	18	所得金額又は欠損金額	
土地譲渡利益金額	6	0 0 0	この申告の中	19	課税土地譲渡利益金額	

「27」欄

特定の医療法人が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第4号」
- ② 「区分番号」欄:「00383」
- ③ 「適用額」欄:「27」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

中間申告分の法人税額	12	0 0	この申告の中	20	の止るの申告	
差引この申告/中間申告の場合にそ	13	0 0	この申告の中	21	の止るの申告	
法人税額(1)の金額又は800万円×	27	0 0 0	この申告の中	22	の止るの申告	
相当額のうち少ない金額	28	0 0 0	この申告の中	23	の止るの申告	
所得金額(1)(27)+(28)	29	0 0 0	この申告の中	24	の止るの申告	
土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	33	0	この申告の中	25	の止るの申告	
土地譲渡税額(別表三(三)「23」)	35	0 0	この申告の中	26	の止るの申告	

「29」欄

特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の2第1項」
- ② 「区分番号」欄:「00395」
- ③ 「適用額」欄:「29」欄の金額(円単位)

(注) 「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

法 0301-0103

--	--	--	--	--

税理士署名押印	
---------	---------------------------------------------------------------------------------------

別表一(三) 特定の医療法人の分……平成二十七・四・一以後終了事業年度分(平成二十六・十・一前開始事業年度用)

別表一(三)次葉

「40」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※ 平成26年10月1日以後に開始した事業年度用

別表一(三)次葉 平二十七・四・一以後終了事業年度等分(平二十六・十・一以後開始事業年度等用)

		事業年度等	法人名		
法人税額の計算					
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額		40	000	(10)の12%相当額	43
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (40)		41	000	(41)の19%相当額	44
所得金額 (40) + (41)		42	000	法人税額 (43) + (44)	45
地方法人税額の計算					
課税標準法人税額 (30)		46	000	(46)の4.4%相当額	47
法人税額の計算					
法人税額の計算	この申告の課税土地譲渡利				
	この申告の法人税額	50		中間還付額	57
	この申告の還付		外		
	この申告により増又は減少する (13)-(50)若し(51)-(55)				00
この申告前の	欠損金又は災害損失金の当期控除額	53			
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	54			

「40」欄

特定の医療法人が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第4号」
- ② 「区分番号」欄:「00383」
- ③ 「適用額」欄:「40」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

「42」欄

特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の2第1項」
- ② 「区分番号」欄:「00395」
- ③ 「適用額」欄:「42」欄の金額(円単位)

(注) 別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

別表六(七)

「10」又は「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表六(七) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者等の判定」欄に記載してください)。
 2 平成27年4月1日以前に開始した事業年度については、「2」、「3」及び「4」の各欄は、記載を要しません。
 3 平成27年4月1日以後に開始した事業年度については、「11」から「17」の各欄は、記載を要しません。
 4 当期の試験研究費の額(「17」の①欄)が前期の試験研究費の額(前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、前期の改定試験研究費の額)(「19」の②欄)以下の場合、「19」欄には「0円」と記載します。

試験研究費の額		1	円		繰越税額控除の計算に関する明細					
中小企業者等の試験研究費の額	試験研究費の額	1			前期繰越要件に係る試験研究費の額	17	円	円		
	控除対象試験研究費以外の額	2							当該事業年度	前事業年度又は前連結事業年度
	(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3							①	②
	控除対象試験研究費の額(2)+(3)	4							円	円
	中小企業者等税額控除限度額((1)又は「10」欄)	5								
調整前法人税額(別表一(一)「2」又は別表一(三)「1」)										
当期税額控除額(6)×2										
当期税額(5)と(7)のうち大きい額										
法人税額超過構成額(別表六(二十五)「11」の②)	9				繰越中		前期繰越額	当期控除可能額		
当期税額控除額(8)-(9)	10				事業年度又は前連結事業年度		20	21		
差引当期税額基準額残額(7)-(8)	11				中小企業者等		円	円		
繰越中小企業者等					平					
繰越中小企業者等										
法人税額超過構成額(別表六(二十五)「10」の②)	14				過額の			(13)		
当期繰越税額控除額(13)-(14)	15				内訳					
法人税額の特別控除額(10)又は((10)+(15))	16				計					

「10」欄

中小企業技術基盤強化税制を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成27年旧措置法第42条の4第6項」※1又は「第42条の4第2項」※2

② 「区分番号」欄：「00429」※1又は「00564」※2

③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

※1 平成27年旧措置法第42条の4第6項(区分番号：「00429」)
平成27年4月1日以前に開始した事業年度

※2 第42条の4第2項(区分番号：「00564」)
平成27年4月1日以後に開始する事業年度

「15」欄

中小企業技術基盤強化税制(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合※

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成27年旧措置法第42条の4第7項」

② 「区分番号」欄：「00430」

③ 「適用額」欄：「15」欄の金額(円単位)

※ 平成27年4月1日以前に開始した事業年度

別表六(八)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(八)

平成二十七年・四・一以後終了事業年度分

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

御注意

この明細書は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度において、措置法第42条の4第3項(特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合には、別表六(内)を使用することになりますので、御注意ください。

特別試験研究費の額 (13の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	6	円
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(六)「3」又は(別表六(七)「3」)	2		当期税額基準額 $(6) \times \frac{5}{100}$	7	
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3		当期税額控除可能額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8	
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(4)のうち少ない金額)	4		法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「12の②」)	9	
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + ((3) - (4)) \times \frac{20}{100}$	5		法人税額の特別控除額 (8)-(9)	10	
特別試験研究費の額の明細					
措法第42条の4第3項各号 の該当号	特別試験研究の内容			特別試験研究費の額	
11	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">「10」欄</p> <p style="margin: 0;">特別試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合※</p> <p style="margin: 0;">① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第3項」</p> <p style="margin: 0;">② 「区分番号」欄：「00565」</p> <p style="margin: 0;">③ 「適用額」欄：「10」欄の金額</p> <p style="margin: 0;">※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度</p> </div>				
第1号・第2号					
計					
同上のうち(11)が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	14				

法 0301-0608

別表六(九)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(九) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の額	1	円	平均売上金額 (別表六(十)「5」)	12	円
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	2		平均売上金額の10%相当額 $(12) \times \frac{10}{100}$	13	
比較試験研究費の額 (別表六(十)「10」)	3		平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額 $(1) - (13)$	14	
試験 研究 費 基準試験研究費の額 (別表六(十)「11」)	4		試験研究費割合 $\frac{(1)}{(12)}$	15	
増加試験研究費の額 (1) - (3) ((1) ≤ (4)の場合は0)	5		超過税額控除割合 $(15) - \frac{10}{100} \times 0.2$	16	
「22」欄	試験研究費割合		平均売上金額の10%相当額を		円

試験研究費の増加額に係る税額控除※1又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除※2を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第4項第1号」※1又は「第42条の4第4項第2号」※2
- ② 「区分番号」欄：「00486」※1又は「00012」※2
- ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

※1 第42条の4第4項第1号(区分番号：「00486」)

増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%に相当する金額を超え、かつ、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合

※2 第42条の4第4項第2号(区分番号：「00012」)

当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が平均売上金額の10%に相当する金額を超える場合

税 額 控 除	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (5) × ((7)又は(8)) ((5) ≤ ((3) × $\frac{5}{100}$)の場合は0)	9	当期税額控除可能額 (11)の金額又は(19)の金額	20	
	当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	10	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「13の②」)	21	
	当期税額控除可能額 (9)と(10)のうち少ない金額)	11	法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22	

別表六(十一)

「17」又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表六(十一) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については適用がありませんので、御注意ください。
 2 エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等に関する事項は、「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。

措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資産区分	種別	3				
	構造、設備の種類又は区分	4				
	細目	5				
	取得年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円

「17」欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の5第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00296」
- ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額

当期	取得価額の合計額 (10の合計)	11	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (14)-(15)	18	円
	税額控除限度額 (11) × $\frac{7}{100}$	12			繰越税額控除限度超過額 (24の計)	19	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額)	20	
	当期税額基準額 (13) × $\frac{20}{100}$	14			法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「14の②」)	21	
	当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15			当期繰越税額控除額 (20)-(21)	22	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「15の②」)	16			法人税額の特別控除額 (17)+(22)	23	
当期税額控除額 (15)-(16)	17						

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (24)-(25)
--------------	------------------	----------	--------------------

「22」欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の5第3項」
- ② 「区分番号」欄：「00297」
- ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

平 . .			
平 . .			
平 . .			
平 . .			
計			
当期分	(12)	(15)	外
合計			

機械設備等の概要

別表六(十二)

「16」、「22」又は「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(十二)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 御注意ください。資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える中小企業者が取得又は製作した特定機械装置等(特定生産性向上設備等に該当するものを除きます。)については、この制度の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。

2 御注意ください。資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であったとしても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。

措法第42条の6第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事業種目	2	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	
種別	3	「22」欄 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(特定生産性向上設備等の場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の6第8項」 ② 「区分番号」欄:「00492」 ③ 「適用額」欄:「22」欄の金額						
機械装置等の名称	4							
取得年月日	5							
指定事業の用に供した年月日	6							
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	円	
「16」欄 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(特定生産性向上設備等以外のもの場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の6第7項」 ② 「区分番号」欄:「00043」 ③ 「適用額」欄:「16」欄の金額								
額の計算								
額控除可能額(9)のうち少ない金額)							20	円
当期分	特定生産性向上設備等以外のもの	税額控除限度額 (10) × $\frac{7}{100}$	11	前期繰越	法人税額超過構成額(別表六(二十五)「18の②」)	21		
		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	12		当期税額控除額 (20) - (21)	22		
		当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$	13		取得価額の合計額(9)のうち(6)が特例対象事業年度等の特定期間内である特定生産性向上設備等に係る額の合計額	23		
		当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額)	14		繰越限度超過加算額 (23) × $\frac{7又は10}{100}$	24		
		法人税額超過構成額(別表六(二十五)「17の②」)	15		差引当期税額基準額残額 (13) - (14) - (20)	25		
		当期税額控除額 (14) - (15)	16		繰越税額控除限度超過額(31の計)	26		
		取得価額の合計額(9)のうち特定生産性向上設備等に係る額の合計額(23)	17		同上のうち当期繰越税額控除可能額(25)と(26)のうち少ない金額)	27		
		税額控除限度額 (17) × $\frac{7又は10}{100}$	18		法人税額超過構成額(別表六(二十五)「16の②」)	28		
		当期税額基準額残額 (13) - (14)	19		当期繰越税額控除額 (27) - (28)	29		
					法人税額の特別控除額 (16) + (22) + (29)	30		
翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額等	32	翌期繰越額 (31) - (32)	33			
平	・	・	①	「29」欄 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の6第9項」 ② 「区分番号」欄:「00044」 ③ 「適用額」欄:「29」欄の金額				
平	・	・	②					
平	・	・						
計								
当期分	生産性以外	(18)	(20)	外				
当期分計	生産性							
合計								
機械装置等の概要								

別表六(十三)

「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表六(十三) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の9第1項の表の各号の該当号 (旧措法第42条の9第1項の表の各号の該当号)	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資産区	種類	3				
	構造、設備の種類又は区分	4				
分	細目	5				
	取得年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得価額	事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	取得価額又は製作価額	8		円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改定取得価額 (8)-(9)	10				

法人税額の特別控除額の計算

当期分	取得価額の合計額 (10の合計)	11		円	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (15)-(16)	19		円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12				繰越税額控除限度超過額 (25の計)	20		
	税額控除限度額 $(11)-(12) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13				同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額)	21		
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	14				法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「19の②」)	22		
	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15				当期繰越税額控除額 (21)-(22)	23		
	当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16				法人税額の特別控除額 (18)+(23)	24		
	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「20の②」)	17							
	当期税額控除額 (16)-(17)	18							

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越税額控除限度額	25		円	当期控除可能額等	26		円	翌期繰越額 (25)-(26)	27		
平 . .				円				円				
平 . .									外			円
平 . .									外			
平 . .									外			
平 . .									外			
平 . .									外			
平 . .									外			
平 . .									外			
平 . .									外			
計						(21)						
当期分	(13)				(16)				外			
合計												

P28参照

機械設備等の概要

別表六(十三)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(十三) 1 欄が「第 1 号」)	第42条の 9 第 1 項第 1 号	00493	「18」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(十三) 1 欄が「第 2 号」)	第42条の 9 第 1 項第 2 号	00494	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(十三) 1 欄が「第 3 号」)	第42条の 9 第 1 項第 3 号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(十三) 1 欄が「第 4 号」)	第42条の 9 第 1 項第 4 号	00496	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(十三) 1 欄が「第 5 号」)	第42条の 9 第 1 項第 5 号	00497	

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	「第42条の 9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで)」、「平成26年旧措置法第42条の 9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで)」又は「平成24年旧措置法第42条の 9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで)」	00411	「23」欄の金額

別表六(十五)

「19」又は「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(十五) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称	1					
措法第42条の10第1項各号の該当号	2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
特 定 事 業 の 内 容	3					
資 産 区 分	種 類	4				
	構造、設備の種類又は区分	5				
	細 目	6				
	取 得 年 月 日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	特定事業の用に供した年月日	8	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
			円	円	円	円

「19」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第2項」
- 「区分番号」欄：「00507」
- 「適用額」欄：「19」欄の金額

額 の 計 算

当 期 分	取得価額の合計額 (11)の合計	12	円	前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額 (16)-(17)	20	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13			繰越税額控除限度超過額 (26の計)	21	
	税額控除限度額 $(12)-(13) \times \frac{15}{100} + (13) \times \frac{8}{100}$	14			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (20)と(21)のうち少ない金額	22	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	15			法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「21」の②)	23	
	当期税額基準額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16			当期繰越税額控除額 (22)-(23)	24	
	当期税額控除可能額 (14)と(16)のうち少ない金額	17			法人税額の特別控除額 (19)+(24)	25	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「22」の①)	18					
	当期税額控除額 (17)-(18)	19					

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌 期	繰 越 額 (26)-(27)
		27		28

「24」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第3項」
- 「区分番号」欄：「00508」
- 「適用額」欄：「24」欄の金額

平 . .				
平 . .				
平 . .				
計				
当 期 分	(14)			
合 計				

機 械 設 備 等 の 概 要

別表六(十六)

「19」又は「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表六(十六) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

国際戦略総合特別区域の名称	1					
措法第42条の11第1項各号の該当号	2	第号	第号	第号	第号	第号
特定国際戦略事業の内容	3					
資産区分	種類	4				
	構造、設備の種類又は区分	5				
	細目	6				
	取得年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・
	特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	平・・	平・・	平・・	平・・
「19」欄			円	円	円	円

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00301」
 ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額

額の計算

当期分	取得価額の合計額 (11の合計)	12	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (16)-(17)	20	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13			繰越税額控除限度超過額 (26の計)	21	
	税額控除限度額 $(12)-(13) \times \frac{15}{100} + (13) \times \frac{8}{100}$	14			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (20と21のうち少ない金額)	22	
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	15			法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「23の②」)	23	
	当期税額基準額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16			当期繰越税額控除額 (22)-(23)	24	
	当期税額控除可能額 (14)と(16)のうち少ない金額	17			法人税額の特別控除額 (19)+(24)	25	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「24の②」)	18					
	当期税額控除額 (17)-(18)	19					

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (26)-(27)
		27	28

平・・	
平・・	
平・・	
平・・	
計	
当期分	(14)
合計	

「24」欄
 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第3項」
 ② 「区分番号」欄：「00302」
 ③ 「適用額」欄：「24」欄の金額

機械設備等の概要

別表六(十七)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※ 地域再生法の一部を改正する法律の施行日前に終了した事業年度用

別表六(十七) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			事業年度	法人名		
基準雇用者数の計算	適用年度終了の日における雇用者の数	1	人	法人税額の特	税額控除限度額 40万円×(4) (8)<(9)の場合は0)	10
	適用年度開始の日の前日における雇用者の数	2				
	同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	3				11
	基準雇用者数 (1)-(2)-(3) (マイナスの場合は0)	4				12
基準雇用者割合 $\frac{(4)}{(2)-(3)}$			「15」欄 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第1項」 ② 「区分番号」欄：「00440」 ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額			
給与等支給額の計算	適用年度における給与等の支給額		額	の	計算	14
	同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	7				
	給与等支給額 (6)-(7)	8				
比較給与等支給額 (23)		9			法人税額の特別控除額 (13)-(14)	15
比較給与等支給額の計算						
事業年度又は連結事業年度	給与等支給額	(17)のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差引 (17)-(18)	適用年度の月数 (16)の事業年度又は連結事業年度の月数	改定給与等の支給額 (19)×(20)	
16	17	18	19	20	21	
調整対象年度	平 . .	円	円	円	円	
	平 . .			—		
	平 . .			—		
	平 . .					
計						
適用年度前1年以内事業年度等における給与等の支給額 (21の計)÷(調整対象年度数)			22	円		
比較給与等支給額 $(22) + ((22) \times (5) \times \frac{30}{100})$			23			

別表六(十七)

「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※ 地域再生法の一部を改正する法律の施行日以後に終了する事業年度用

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表六(十七) 平二十七・●●以後終了事業年度分

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日	1	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
計画の区分及び事業実施地域	2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資産区分	種類	3				
	構造又は区分	4				
	細目	5				
取得日	取得年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得価額	取得価額	8	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改訂取得価額(8)-(9)	10				

法人税額の特別控除額の計算

拡充型計画の場合	取得価額の合計額(10のうち拡充型計画に係る額の合計額)	11	円	税額控除限度額(13)+(14)+(17)+(18)	19	円
	同上のうち(1)が措法第42条の12第2項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	12		調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	20	
	特定期間分 $(12) \times \frac{4}{100}$	13				
	特定期間以外 $((11)-(12))$			当期税額基準額		

「24」欄

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00570」
 ③ 「適用額」欄：「24」欄の金額

移転型計画の場合	取得価額の合計額(10のうち移転型計画に係る額の合計額)	14		法人税額超過構成額(別表六(二十五)「25の②」)	23	
	同上のうち(1)が措法第42条の12第2項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	15				
	特定期間分 $(15) \times \frac{7}{100}$	16				
特定期間以外 $((14)-(15)) \times \frac{4}{100}$		17		法人税額の特別控除額(22)-(23)	24	
	特定期間以外の期間分 $((14)-(16)) \times \frac{4}{100}$	18				

建物等の概要

--	--	--	--	--	--	--

別表六(十八)

「14」、「25」又は「35」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ※ 地域再生法の一部を改正する法律の施行日以後に終了する事業年度用

別表六(十八) 平二十七・●●以後終了事業年度分

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

御注意

平成27年●●月●●日前に終了する事業年度については、別表六(十七)(雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書を御使用ください。

基準雇用者数	当期の終了の日における雇用者の数	1	人	控除対象基準雇用者数 (4)-(18) (マイナスの場合は0)	8	人
	当期の開始の日の前日における雇用者の数	2		税額控除限度額 40万円×(8) (5)<0.1の場合又は(6)<(7)の場合は0)	9	円
	「14」欄			調整前法人税額		

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00440」
- ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額

給与等支給額 (別表六(十八)付表「3」)	6	円	計算	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「26の②」)	13	
比較給与等支給額 (別表六(十八)付表「11」)	7			当期税額控除額 (12)-(13)	14	

認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項

認定年月日	平	・	事業実施地域	
地方事業所税額控除限度額に係る計算	地方事業所特別税額控除限度額に係る計算			
計画の区分	拡充型・移転型		基準年度	平 平
地方事業所基準雇用者数の計算	当期の終了の日における雇用者の数	15	人	基礎となる地方事業所特定
	当期の開始の日の前日における雇用者の数			田

「35」欄

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の2第3項」
- ② 「区分番号」欄：「00572」
- ③ 「適用額」欄：「35」欄の金額

当	控除対象地方事業所基準雇用者数 (18) ((18)>(4)の場合は(4))	19		地方事業所特別基準雇用者数 (26)+(27)+(28)+(29)	30	
	地方事業所税額控除限度額 又は50万円×(19)	20	円	地方事業所特別税額控除限度額	31	円

「25」欄

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の2第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00571」
- ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

の計算	(20)と(22)のうち少ない金額	23		の計算	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「28の②」)	34
	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「27の②」)	24			当期税額控除額 (33)-(34)	35
	当期税額控除額 (23)-(24)	25			法人税額の特別控除額 (14)+(25)+(35)	36

別表六(十九)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表六(十九) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

適用対象年度において取得等をした生産等資産のうち当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額		1						円											
事業	種	目	2																
資	設	備	の	種	類	3													
	産	機	械	等	の	名	称	4											
区	取	得	年	月	日	5	平	・	・	平	・	・	平	・	・	平	・	・	
	分	事	業	の	用	に	供	し	た	年	月	日	6	平	・	・	平	・	・
取	取	得	価	額	又	は	製	作	価	額	7		円		円		円		円

「16」欄

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除を適用している場合※

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成27年旧措置法第42条の12の2第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00444」
- ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

※ 平成27年4月1日以前に開始した事業年度

(9)の合計	10		100	
税額控除限度額 $(10) \times \frac{3}{100}$ ($(1) \leq (2)$ の場合又は $(1) \leq (2)$ の場合は0)	11		当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	12		法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「35の②」)	15
			法人税額の特別控除額 (14) - (15)	16

償却費として損金経理をした金額の計算

減価償却資産の当期償却額	損益計算書に計上された減価償却費の額	17	円	減価償却資産の当期償却額のうち当期に取得等をした生産等資産を構成する機械等に係る普通償却限度超過額	19	円
	剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額 その他上記以外の金額	18		同上のうち特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額	20	
				償却費として損金経理をした金額 (17) + (18) - ((19) - (20))	21	

比較取得資産総額等の計算

前事業年度又は前連結事業年度において取得等をした生産等資産のうち当該前事業年度又は前連結事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額	22		円
$\frac{\text{適用対象年度の月数}}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	23		
比較取得資産総額 (22) × (23)	24		円
比較取得資産総額の110%相当額 (24) × $\frac{110}{100}$	25		

機械等の概要

別表六(二十)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(二十) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人(中小企業等協同組合等を除きます。)は、この制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人(中小企業等協同組合等を除きます。)であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称	1							
事業種目	2							
資産区分	3							
設備の名称	4							
取得年月日	5	平	・	平	・	平	・	平
指定事業の用に供した年月日	6	平	・	平	・	平	・	平
取得価額又は製作価額	7			円		円		円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8							
差引改定取得価額(7)-(8)	9							

「16」欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の3第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00448」
- ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

当期税額基準額(12) × $\frac{20}{100}$	13							
当期税額控除可能額(11)と(13)のうち少ない金額	14							
法人税額超過構成額(別表六(二十五)「30の②」)	15							
当期税額控除額(14)-(15)	16							
前期繰越税額控除限度超過額	17							円
限度超過額(計)	18							
前期繰越税額控除可能額(17)と(18)のうち少ない金額	19							
法人税額超過構成額(別表六(二十五)「29の②」)	20							
当期繰越税額控除額(19)-(20)	21							
法人税額の特別控除額(16)+(21)	22							

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額(23)-(24)
		24	25

「21」欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の3第3項」
- ② 「区分番号」欄：「00449」
- ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

平	・	・		
平	・	・		
平	・	・		
計				
当期分	(11)			
合計				

設備の概要

別表六(二十一)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		事業年度	・ ・	法人名				
雇用者給与等支給額が増加した場合の計算	雇用者給与等支給額	1	円	法人税額の特別控除額の計算	税額控除限度額 $(3) \times \frac{10}{100}$ ((1)<(5)の場合又は(6)≦(7)の場合は0)	8	円	
	基準雇用者給与等支給額 (17)	2			調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	9		
	雇用者給与等支給増加額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3			当期税額基準額 $(9) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$	10		
	増加促進割合 $\frac{(3)}{(2)}$	4			当期税額控除可能額 (8)と(10)のうち少ない金額)	11		
	比較雇用者給与等支給額 (21)	5	円		法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「31の②」)	12		
	平均給与等支給額 (27の①)	6			法人税額の特別控除額 (11)-(12)	13		
	比較平均給与等支給額 (27の②)	7						
基準雇用者給与等支給額の計算								
基準事業年度又は基準連結事業年度等	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 (14)の基準事業年度又は基準連結事業年度の月数		基準雇用者給与等支給額 (15)×(16)				
14	15	16		17				
平 平	・ ・							
比較雇用								
前事業年度又は前連結事業年度	国内	「13」欄		雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合				
18	19	20		21				
平 平	・ ・	円					円	
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算								
		平均給与等支給額の計算			比較平均給与等支給額の計算			
		適用年度			前事業年度又は前連結事業年度			
		①			②			
雇用者給与等支給額	22	(1)	円	(19)			円	
同上のうち一般被保険者である継続雇業者に係る金額	23							
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	24							
継続雇用者給与等支給額 (23)-(24)	25							
月別支給対象者の合計数	26		人				人	
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{(25)}{(26)}$	27		円				円	

別表六(二十一) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

別表六(二十二)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表六(二十二) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

事業種目	1					
資産区分	種類	2				
	構造、設備の種類又は区分	3				
	細目	4				
取得価額	取得年月日	5	平・・	平・・	平・・	平・・
	事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得価額又は製作価額	7		円		円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8				
	差引改定取得価額(7)-(8)	9				

法人税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額((9)の合計)	10	円	調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	17	円
------------------	----	---	-----------------------------------------	----	---

「21」欄

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第7項」又は「第42条の12の5第8項」
- ② 「区分番号」欄：「00517」
- ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

同上のうち建物及び構築物に係る額	13		当期税額控除可能額((16)と(18)のうち少ない金額)	19	
税額控除限度額の計算	14	$(((10)-(11))-((12)-(13))) \times \frac{4}{100} + ((11)-(13)) \times \frac{2}{100}$	法人税額超過構成額(別表六(二十五)「32の②」)	20	
	15	$((12)-(13)) \times \frac{5}{100} + (13) \times \frac{3}{100}$			
税額控除限度額	16	税額控除限度額(14)+(15)	法人税額の特別控除額(19)-(20)	21	

機械設備等の概要

別表八(一)

「5」、「20」、「15」又は「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表八(一) 平二七・四・二以後終了事業年度分

1 受取配当等の益金不算入に関する明細書

「5」欄

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例(当年度実績により負債利子等の額を計算する場合)を適用している場合※

- ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「平成27年旧措置法第67条の7第1項」
- ② 「区分番号」欄: 「00279」
- ③ 「適用額」欄: 「5」欄の金額

※ 平成27年4月1日前に開始した事業年度

事業年度	・	・	法人名						
法人債 株式等 子等 は関連 法人計 株式等	負債	連結法人に支払う負債利子等の額	4						
	特別利子等の額	特別利子の額	5						
	超過利子等の額	超過利子額の損金算入額(別表十七(二)の三)「10」							
	計	(3)-(4)-(5)-(6)+(7)							
	総資産価額	(36)の計							
	期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等の帳簿価額	(37)の計	10						
	受取配当等の額から	(8)×(10)	11						
	受取配当等の額								
	31日までの関係株式等に係る								
	割合(端切捨て)								
	負債利子等の額								
控除する負債利子等の額	(9)								
非支配目的株式等に係る受取配当等の額	(別表八(一)付表「14」の計)	15							
受取配当等の益金不算入額	(1)+((2)-(11))+((12)-(14))×50%+(15)×(20%又は40%)	16							

「20」欄

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例(基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合)を適用している場合※

- ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「平成27年旧措置法第67条の7第1項」
- ② 「区分番号」欄: 「00279」
- ③ 「適用額」欄: 「20」欄の金額

※ 平成27年4月1日前に開始した事業年度

「15」又は「32」欄

保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合※

- ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第67条の7第1項」
- ② 「区分番号」欄: 「00583」
- ③ 「適用額」欄: 「15」又は「32」欄の金額

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度

当年度実績による場合の総資産価額等の計算

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額(34)-(35)	期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等の帳簿価額	期末その他株式等の帳簿価額	
	34	35	36	37	株式及び出資等	受益権の帳簿価額× $\frac{50}{100}$ 又は $\frac{25}{100}$
前期末現在額	円	円	円	円	円	円
当期末現在額						
計						

御注意 「35」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る積立金の額を含めます。

別表十(一)

「9」又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③ 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

事業年度			法人名			
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は第2項の区分 〔第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区)〕	1	第1号 第2号 第2号	所得金額仮計 (別表四「25の①」)		5	円
				<p>「9」欄</p> <p>沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除(「1」欄が「第1号」)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第1項第1号」</p> <p>② 「区分番号」欄:「00208」</p> <p>③ 「適用額」欄:「9」欄の金額</p>			
設立年月日	2	2	平	計算	所得基準額 (7) × $\frac{40}{100}$	8	
				特別	特別控除額 (8)	9	
事業種目	4			特別	経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数	10	人
				特別	時使用する従業員の総数	11	
				特別	業員割合 (10) (11)	12	
				計算の場合	特別控除額 (5) × $\frac{40}{100}$ × (12)	13	円

「9」欄

沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除(「1」欄が「第2号」)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第1項第2号」

② 「区分番号」欄:「00425」

③ 「適用額」欄:「9」欄の金額

「13」欄

沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除(「1」欄が「第2項」)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第2項」

② 「区分番号」欄:「00544」

③ 「適用額」欄:「13」欄の金額

別表十(一) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

法 0301-1001

別表十(二)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算						
国際戦略総合特別区域の名称	1		損 金 算 入 額 の 計 算	所得金額仮計又は 連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の 二「34の①」)	4	円
指定特定事業法人 としての指定を受けた日	2	平 . . .		軽減対象所得金額又は 軽減対象連結所得金額	5	
				(4)と(5)のうち少ない金額	6	
特定国際戦略事業のうち 規制の特例措置等の適用を 受けて行われる事業の内容	3			損金算入額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

II 指定特定事業法人の指定を取り消された場合の益金算入額の計算

指 定 の 取 消 日	8	平 . . .	指 定 を 取 り 消 さ れ た 場 合 の 益 金 算 入 額 (10)の合計	9	円
適算 対象 年度 に お い て 損 金 の 計 算 に	事 業	「7」欄	は 連 結 事 業 年 度	損 金 算 入 額	
	国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条第1項」 ② 「区分番号」欄：「00352」 ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額				
	平	・	・		
	平	・	・		
	平	・	・		
	平	・	・		
	合	計			

法 0301-1002

別表十(四)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	：	：	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十(四)

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算														
日本船舶・船員確保計画の認定日	1	平	・	・	認定計画に記載された計画期間	2	平	・	・	準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	平	・	・
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算														
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称	4												
	日本船舶の純トン数	5	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6												
	$(6) \times \frac{1}{100} \times 120$ 円又は $(6) \times \frac{1}{100} \times 180$ 円	7	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$(8) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円又は $(8) \times \frac{1}{100} \times 135$ 円	9	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$(10) \times \frac{1}{100} \times 60$ 円又は $(10) \times \frac{1}{100} \times 90$ 円	11	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数	12	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(12)×													
	日本船舶													
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「20」欄</p> <p>対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条の2第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00484」</p> <p>③ 「適用額」欄：「20」欄の金額</p> </div>													
日本船舶の稼働日数	16	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14)×(15)×(16)	17	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
損金算入額又は益金算入額の計算														
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)	18									損金算入額 (18)－(19)	20			円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17)の合計額	19									益金算入額 (19)－(18)	21			円
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算														
認定の取消日	22	平	・	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23								円
前金額までの合計に損金の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度				日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額				日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額				損金算入額 (24)－(25)	
					24				25				26	
	平	・	・		円				円				円	
	平	・	・											
	平	・	・											
	平	・	・											
	平	・	・											
	平	・	・											
合計														

別表十(五)

「18」、「33」、「38」、「43」又は「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十五

平二十七・四・一以後終了事業年度分

I 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書							
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	10	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	平 . .		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	11	
	収用換地等による譲渡年月日	3	平 . .		差引譲渡経費の額 (10) - (11)	12	
	譲渡資産の種類	4			同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	13	
取得した補償金等の額	5		円		譲渡益の額 (5) + (6) - (7) - ((8)又は(9)) - ((12)又は(13))	14	
特別控除に係る交換取得資産の価額	6				当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額	15	
同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	7			特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	16	
譲渡資産の帳簿価額	8				特別控除残額 5,000万円 - (16)	17	
P45参照		9			特別控除額 ((14)又は(15))と(17)のうち少ない金額	18	

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	19			特定を譲渡した住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	20	(平 . .)			1,500万円 - (34)	35	
取得した対価の額	21		円		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36	
交換取得資産の価額	22				特別控除残額 5,000万円 - (36)	37	
交換取得資産につき支払った交換差金の額	23				特別控除額 (28)、(35)と(37)のうち少ない金額	38	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	24			農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	25			800万円 - (39)	40	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	26			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	41	
	差引譲渡経費の額 (25) - (26)	27			特別控除残額 5,000万円 - (41)	42	
譲渡益の額 (21) + (22) - (23) - (24) - (27)	28				特別控除額 (28)、(40)と(42)のうち少ない金額	43	
特定土地地区画整理事業等の場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	29		特定した場合の長期の所有別土地等を譲渡	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	44	
	2,000万円 - (29)	30			1,000万円 - (44)	45	
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	31			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	46	
	特別控除残額 5,000万円 - (31)	32			特別控除残額 5,000万円 - (46)	47	
	特別控除額 (28)、(30)と(32)のうち少ない金額	33			特別控除額 (28)、(45)と(47)のうち少ない金額	48	

別表十(五)

「18」、「33」、「38」、「43」又は「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の所得の特別控除	「第65条の2第1項」、「第65条の2第2項」又は「第65条の2第7項」	00217	「18」欄の金額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3第1項	00218	「33」欄の金額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4第1項	00358	「38」欄の金額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5第1項	00220	「43」欄の金額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の5の2第1項	00221	「48」欄の金額

別表十(六)
「6」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十六

平二七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (10) (1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3			損金算入額 (3) - (5)	6	
<p>「6」欄</p> <p>社会保険診療報酬の所得の計算の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00485」</p> <p>③ 「適用額」欄：「6」欄の金額</p>				法定経費率による経費の額		
				$(7) \times \frac{72}{100}$	12	円
2,500万円を超え3,000万円以下の金額	8			$(8) \times \frac{70}{100}$	13	
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9			$(9) \times \frac{62}{100}$	14	
4,000万円を超え5,000万円以下の金額				<p>「22」欄</p> <p>農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の3第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00376」</p> <p>③ 「適用額」欄：「22」欄の金額</p>		
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)						

II 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			特別控除額 (20) - (21)	22	

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	23					
<p>「27」欄</p> <p>特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00374」</p> <p>③ 「適用額」欄：「27」欄の金額</p>						
当期に支出した負担金等の額	26	円	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27					

別表十(七)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名					
円	配当の額の計算	利益の配当の額	1	特定社債の発行をしうる場合の調整	特定社債の当期末残高	14	円	
		みなし配当の額	2		$(14) \times \frac{5}{100}$			15
		配当の額 (1)+(2)	3					
	配当可能利益の額の計算		税引前当期純利益金額		4	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)		16
			前期繰越損失の額		5	$(15) - (16)$		17
			減損損失の額		6	当期に償還した 特定社債の額の合計額		18
			$(6) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$		7	特定譲渡等により調達された 資金のうち特定社債の 償還に充てられた金額		19
		配当可能利益の額 (4)-(5)-(7)	8		$(18) - (19)$			20
		(8) (特定社債の発行をしている場合には、(8)-(23)) (マイナスの場合は0)	9					
		$(9) \times \frac{90}{100}$	10		損金の額に算入される 減価償却費の額	21		
		(3)が(10)を超える場合の(3)の額	11		$(20) - (21)$ (マイナスの場合は0)			22
		所得金額合計 (別表四「33の①」)	12					
		支払配当の損金算入額 (11)と(12)のうち少ない金額	13		特定社債の発行を している場合の調整額 $(17) + (22) \times 2$	23		

別表十七 平二十七・四・一以後終了事業年度分

法 0301-1007

「13」欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の14第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00396」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

別表十(八)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④ 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名
----------	--------	-----

配 当 等 の 額 の 計 算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	配 当 可 能 利 益 の 額 の 計 算	税引前当期純利益金額	12	円
	みなし配当等の額（出資等減少分配に係る部分の金額を除く。）	2			前期繰越損失の額	13	
	小 計 (1)+(2)	3			のれんの償却額	14	
	出資等減少分配の額	4			$(14) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	15	
	同上に係るみなし配当等の額	5			負ののれん発生益の額	16	
	配 当 等 の 額 (3)-(4)+(5)	6			減 損 損 失 の 額	17	
	配 当 可 能 利 益 の 額 (7)	7			$(17) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	18	
		8			買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 (32の計)	19	
	(3)が(8)を超える場合の(6)の額	9			一時差異等調整積立金の積立額	20	
	所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)	10			控除済負ののれん発生益の額のうち当期加算額 (42の計)又は(45の計)	21	
	支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 (9)と(10)のうち少ない金額	11			買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 (53の計)	22	
			一時差異等調整積立金取崩額	23			
			差引 $(12)-(13)-(15)-(16)-(18)-(19)-(20)+(21)+(22)+(23)$ (マイナスの場合は0)	24			
			利 益 超 過 分 配 金 額	25			
			出 資 総 額 戻 入 金 額	26			
			配 当 可 能 利 益 の 額 (24)+(25)-(26)	27			

買換特例圧縮積立金個別控除額の計算			
特例適用条項	28	措法・震災特例法第 条第 項	措法・震災特例法第 条第 項
「11」欄 投資法人に係る課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の15第1項」 ② 「区分番号」欄：「00397」 ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額			計
		円	円
		円	円

控 除 限 度 割 合 の 計 算			
譲渡利益金額の計算	譲渡した不動産の対価の額の合計額	33	円
	譲渡直前の帳簿価額の合計額	34	
	譲渡に要した費用の額の合計額	35	
	計 (34)+(35)	36	
	譲渡利益金額 (33)-(36) (マイナスの場合は0)	37	
	譲渡利益金額の計算 控 除 限 度 割 合 $\frac{37}{36}$ (30の計) (1を超える場合は1)	38	

控除済負ののれん発生益の額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算								
負ののれん発生益の発生事業年度	負ののれん発生益の額	$(39) \times \frac{\text{当期の月数}}{1,200}$	前期までの加算額の累計 (前期までの(40)の累計)	当期加算額 (40)と(39)-(41)のうち少ない金額	不動産投資法人の特例 特定合併により移転を受けた土地等の合併時価額の総額			当期加算額 (39)× $\frac{(44)}{(43)}$
					(43)のうち当期に譲渡又は消滅をした土地等の合併時価額			
・	円	円	円	円	円	円	円	
・								
・								
計								

買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算								
買換特例圧縮積立金の事業年度	不動産の種類	買換特例圧縮積立金個別控除額	前期までの加算額の累計 (前期までの(53)の累計)	差引残額 (47)-(48)	取崩額の内訳 目的取崩額 分配目的取崩額		貸借対照表に計上されている買換特例圧縮積立金	当期加算額 (49)× $\frac{(50)+(51)}{(50)+(52)}$
・	46	円	円	円	円	円	円	
・								
・								
計								

別表十(八) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

別表十(九)

「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④ 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

別表十九

平二十七・四・一以後終了事業年度分

I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書							
利益の分配の額の計算	金銭の分配の額	1	円	社債的受益権の元本の当期末残高	17	円	
	超過分配額	2					
	利益の分配の額 (1)-(2)	3		$(17) \times \frac{5}{100}$	18		
	分配可能利益の額	税引前当期純利益金額	4		社債的受益権に係る受益証券の発行を	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	19
		前期繰越損失の額	5			$(18) - (19)$	20
		減損損失の額	6				当期に償還した社債的受益権の元本の額の合計額
		$(6) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	7			特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額	
	差引計 (4)-(5)-(7)	8		23			
	の額	(8) (社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8)-(26) (マイナスの場合は0)	9		特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額	24	
		超過分配額 (2)	10			25	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「16」欄</p> <p>特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の2第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00398」</p> <p>③ 「適用額」欄：「16」欄の金額</p> </div>					算入される 費用の額	24	
(1)が(13)を超える場合の(3)の額	14		合計の調整	$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25		
所得金額合計 (別表四「33の①」)	15			社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 $(20) + (25) \times 2$	26		
利益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 (14)と(15)のうち少ない金額	16						

II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総分配額	27	円	分配可能	税引前当期純利益金額	34	円
	超過分配額	28			期首欠損金の額	35	
	収益の分配の額 (27)-(28)	29			減損損失の額	36	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「33」欄</p> <p>特定投資信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の3第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00399」</p> <p>③ 「適用額」欄：「33」欄の金額</p> </div>						37	
(30)が $\frac{90}{100}$ を超					38		
所得金額合計 (別表四「33の①」)	32		の計算	超過分配事業年度後に (39)に充てられた金額	40		
収益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 (31)と(32)のうち少ない金額	33			分配可能収益の額 $(38) + (39) - (40)$	41		

別表十一(一の二)
「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

御注意

「5」欄の「1,000」の分子の空欄には、各事業年度終了の時に租税特別措置法第57条の9第1項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。

(4) (1) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます) 10/1,000 (2) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修繕業を含みます) 8/1,000 (3) 金融及び保険業 3/1,000

(5) その他の事業 6/1,000

当期繰入額	1	円	平成23年改正令附則第5条第2項の規定の適用	10	有・無
期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(26の計)	2		前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	11	円
貸倒実績率	3		(11)	12	
「8」欄 中小企業等の貸倒引当金の特例を適用している場合 ①「租税特別措置法の条項」欄:「第57条の9第3項」 ②「区分番号」欄:「00392」 ③「適用額」欄:「8」欄の金額	4		前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	13	円
法定の繰入率	5	1,000	令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	14	
繰入限度額 (2)×(3)又は(4)×(5)	6		損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額	15	
経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額 (6)×25%	7		損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	16	
公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)× $\frac{112}{100}$	8		益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	17	
繰入限度超過額 (1) - ((6), (7)又は(8))	9		貸倒れによる損失の額等の合計額 (13)+(14)+(15)-(16)	18	
			(17)× $\frac{12}{\text{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}}$	19	
			貸倒実績率 $\frac{(18)}{(12)}$ (小数点以下4位未満切上げ)		

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみられる額及び貸倒否認額	(20)のうち税務上貸倒れがあつたものとみられる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となつた売掛債権及び非適合併等により法人等に売却する等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (20)+(21)-(22)-(23)-(24)-(25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価債権の額 (26)-(27)
	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成10年4月1日から平成12年3月31日まで又は平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29	円	債権からの控除割合 $\frac{(30)}{(29)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	31	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額 (26の計)×(31)	32	円

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十二(一) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定法人の名称等	1	(第 号該当法人)	期首海外投資等損失準備金の金額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地	2		翌期繰越額の計算		
資源開発投資法人等の認定	3	昭平第 号	5年経過後5年間均等益金算入額(25の計)	13	
特定株式等の認定	4	昭平第 号	同上以外の場合による益金算入額(26の計)	14	
当期積立額	5	円	計(13)+(14)	15	
積立限度額	6	平 年	当期積立額のうち損金算入額(5)-(11)	16	
積立限度額の計算	7	円	期末海外投資等損失準備金の金額(12)-(15)+(16)	17	
			貸借対照表に計上されている海外投資等損失準備金	18	
			差引(18)-(17)	19	
			貸借対照表の取崩不足額(15)-((5)-(18)-前期の(18))	20	
			当期に生じた差額の合計額(11)+(20)	21	
			前期末における差額(前期の(19))	22	

P52参照

益 金 算 入 額 の 計 算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額(24)-(25)-(26)
			5年経過後5年間均等益金算入による場合(23)× $\frac{1}{60}$	(25)以外の場合	
	23	24	25	26	27
から5年を経過したものの翌日	円	円	円	円	円
から5年を経過しないもの翌日					
当期分					
計		円	円	円	

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第55条第1項第1号」又は「第55条第9項」	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第55条第1項第2号」又は「第55条第9項」	00189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項第3号」又は「第55条第9項」	00190	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項第4号」又は「第55条第9項」	00191	

※ 「第55条第9項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)

「4」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名		
投資事業有限責任組合の名称	1				当期積立額	4
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2	平	・	・	積立限度額の 適用事業年度終了の時に 有する新事業開拓事業者 の株式の帳簿価額の合計額	5
					積立限度額 $(5) \times \frac{80}{100}$	6
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3	平	・	・	積立限度超過額 $(4) - (6)$	7

法 0301-1202

「4」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の2第1項」※1又は「第55条の2第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00542」
- ③ 「適用額」欄：「4」欄の金額（「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(二) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(三)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十二(三) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定事業再編計画の認定を受けた日	1	平	・	・	翌	期首特定事業再編投資損失準備金の金額	12	円
特定事業再編実施日	2	平	・	・		期	均等益金算入額の計	
当期積立額	3				期	均等益金算入額	14	円
最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等の取得年月日	4				繰	均等益金算入額 (13) × $\frac{26}{107}$ は 60	14	
同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額	5				入	の	計 (14) + (15)	16
当期において取得した特定株式等の取得年月日	6	平	・	・			額	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)
同上の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	7				計	算	期末特定事業再編投資損失準備金の金額 (12) - (16) + (17)	18
$((5) + (7)) \times \frac{70}{100}$	8						貸借対照表に計上されている特定事業再編投資損失準備金	19
(7)のうち取得年度にその帳簿価額を減額した金額	9				貸借対照表の金額との差額の明細	当期	差引 (19) - (18)	20
積立限度額 (8) - (9)	10						貸借対照表の取崩不足額 (16) - ((3) - ((19) - 前期の(19)))	21
積立限度超過額 (3) - (10)	11				当期	当期に生じた差額の合計額 (11) + (21)	22	
					前期以前分	前期末における差額 (前期の(20))	23	

「17」欄
 特定事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の3第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00543」
 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額

別表十二(四)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

事業場の名称	1	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	6	円
特定施設の名称	2		当期益金算入額	7	
		同上以外の場合による 益金算入額	8		
当期準備金積立額	3	円	計 (7) + (8)	9	
			当期準備金積立額のうち損金算 入額 (3) - (5)	10	
積立限度額 (当期中に独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構に積み 立てた鉱害防止積立金の金額)	4	貸借対照表の金額との差額の明細	期末金属鉱業等鉱害防止準備金 の金額 (6) - (9) + (10)	11	
			貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	12	
積立限度超過額 (3) - (4)	5	当期分	差引 (12) - (11)	13	
			貸借対照表の取崩不足額 (9) - ((3) - ((12) - 前期の(12)))	14	
			当期に生じた差額の合計額 (5) + (14)	15	
		前 期 分 以 前	前期末における差額 (前期の(13))	16	

別表十二(四) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1204

「10」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の5第1項」※1又は「第55条の5第7項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00192」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(六)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(六) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定廃棄物最終処分場の所在地	1	円	計算	期首特定災害防止準備金の金額	6		
特定廃棄物最終処分場の名称	2			翌 期 繰 越 額 の 計 算	当期 維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7	
					同上以外の場合による 益金算入額	8	
					計 (7)+(8)	9	
当期準備金積立額	3			当期準備金積立額のうち 損金算入額 (3)-(5)	10		
積立限度額 (当期中に独立行政法人環境再 生保全機構に積み立てた維持 管理積立金の金額)	4			貸借対照表の金額との差額の明細	期末特定災害防止準備金の金額 (6)-(9)+(10)	11	
					貸借対照表に計上されている 特定災害防止準備金	12	
積立限度超過額 (3)-(4)	5			当期分	差引 (12)-(11)	13	
					貸借対照表の取崩不足額 (9)-(3)-(12-前期の(12))	14	
					当期に生じた差額の合計額 (5)+(14)	15	
				前期末における差額 (前期の(13))	16		

法 0301-1206

「10」欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の6第1項」※1又は「第55条の6第7項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00194」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(七)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(七) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

大規模改修を実施する新幹線鉄道の名称	1		期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額	13			
引当金積立計画の承認年月日	2	平・	翌 当 期	10 年 間 均 等 益 金 算	最後の適用事業年度の翌期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額	14	
承認積立計画に記載された引当金の積立		平・			10年間均等益金算入額等		
同上の積立期間			<p>新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第56条第1項」※1又は「第56条第10項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00195」</p> <p>③ 「適用額」欄：「18」欄の金額</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>				
当期積立			額	計	(15) + (16)	17	
積立限度額の計算	積立限度額	6	の 計 算	当期積立額のうち損金算入額	(5) - (8)	18	
	積立限度額	7		差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額	(13) - (17) + (18)	19	
積立限度超過額	8		算	累積限度超過額	(11)	20	
累積限度超過額の計算	差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額	9	貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	期末新幹線鉄道大規模改修準備金の金額	(19) - (20)	21	
	累積限度額	10		貸借対照表に計上されている新幹線鉄道大規模改修準備金	差引	(22) - (21)	22
	累積限度超過額	11		当期	貸借対照表の取崩不足額	(17) - ((5) - ((22) - 前期の(22)))	24
限度超過額合計	12		前期分	当期に生じた差額の合計額	(12) + (24)	25	
			前 前 期 分 以 前	前期末における差額	(前期の(23))	26	

別表十二(八)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十二(八) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期準備金積立額		1	円	翌 期 繰 越 金 算 入 額 の 計 算	期首使用済燃料再処理準備金の金額	9	円		
積立限度超過額の計算	当期準備金積立額	2			当期	使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10		
	積立限度額	3			益金	同上以外の場合による益金算入額	11		
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕					計	(10) + (11)	12	
		積立限度超過額	4			入額	当期準備金積立額のうち損金算入額 (1) - (8)	13	
平成17年改正法附則の積立限度超過額をみなし使用済燃料再処理準備金積立限度超過額の計算	当期準備金積立額	5			算	期末使用済燃料再処理準備金の金額 (9) - (12) + (13)	14		
	積立限度額	6			貸借対照表の	貸借対照表に計上されている使用済燃料再処理準備金	15		
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律附則第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕					差引	(15) - (14)	16	
		積立限度超過額				明細	前期末における差額 (前期の(16))	19	
当期積立	(4) + (7)	8							

「13」欄
使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の3第1項」※1又は「第57条の3第7項」※2
 ② 「区分番号」欄：「00196」
 ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(九)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十二(九) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		翌 期 当 期 繰 上 げ の 計 算	期首原子力発電施設解体準備金の金額	18				
積立期間	2	昭 平 平		当 期 繰 上 げ の 計 算	解体費用を支出した場合の益金算入額	19			
当期積立額	3				繰上り	累計限度超過額(17)	20		
積立限度額の計算	当期末の解体費用見積額	4	繰 上 げ の 計 算	その他の場合による益金算入額	21				
	累計限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5		繰 上 げ の 計 算	計 (19) + (20) + (21)	22			
	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6			繰 上 げ の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23		
	前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7				期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24		
前期以前の累計限度超過取崩額の合計額	8		繰 上 げ の 計 算	貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	25				
計 (6) + (7) - (8)	9								
積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10		繰 上 げ の 計 算	貸借					
積立限度超過額 (3) - (10)	11								
前期以前の累計限度超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)	15		繰 上 げ の 計 算	の 差 額 の 明 細	期 分	当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28		
差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16					前期以前分	前期末における差額 (前期の(26))	29	
当期累計限度超過額 (16) - (12)	17								

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第10項」※2

② 「区分番号」欄：「00197」

③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(十)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(十) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

保 險 等 の 種 類	1						合 計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円
当期益金算入額	異常災害損失等の補填額	3					
	同上以外の場合による益金算入額	4					
	計	5					
	(3)+(4)						
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額	6					
	(2)-(5)						
当期積立限度額	当期積立額	7					
	正味収入保険料等	8					
	積立率	9	()	()	()	()	()
	積立限度額	10	円	円	円	円	円
	(8)×(9)						
	差引積立限度超過額	11					円
	(7)-(10)						
	10年洗替前の異常危険準備金の金額	12					
	(11)						
同	<p>「7」欄</p> <p>保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の5第1項」※1又は「第57条の5第12項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00198」</p> <p>③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>						
内	期分	20					
	期分	21					
	期分	22					
調	期分	23					円
	<p>「7」欄</p> <p>原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の6第1項」※1又は「第57条の6第8項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00199」</p> <p>③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>						
	期末異常危険準備金の金額	28					
	(6)+(7)-(27)						
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29					
	差引	30					
	(29)-(28)						
	当期	貸借対照表の取崩不足額	31				
	((5)+(26))-((7)-(29)-前期の(29))						
当期分	当期に生じた差額の合計額	32					
	(11)+(31)						
前前分	前期末における差額	33					
以前	(前期の(30))						

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十二(十一) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日		1	平	・	・	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	円
当期積立額		2						
(2) の内訳	(2)のうち損金経理 による積立額	3				均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17	
	(2)のうち剰余金の 処分による積立額	4					均等益金算入額 (17)×——	18
積立 限度 額の 算	空港用地取得価額 の計算	5				同上以外の場合による 益金算入額	19	
	平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時 における空港用地の帳簿価額	6					計 (18)+(19)	20
積立 限度 額の 算	指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「39の①」又は(別表 四の二「47の①」+「48の①」 +「49の①」+「50の①」))	7				当期積立額のうち損金算入額 (15)	21	
	新関西空会社所得金額	8					期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16)-(20)+(21)	22
積立 限度 額の 算	新関西空会社欠損金額	9				貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23	
	((7)+(8))又は((7)-(9))× $\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10					差引 (23)-(22)	24
積立 限度 額の 算	空港用地整備債務基準額 (12)-((16)-(19)) (マイナスの場合は0)	13				照表の取崩不足額 (2)-(23)-前期の(23))	25	
積立 限度 額の 算	積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額	14				限度超過額 (2)-(14)	26	
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額	15					当期に生じた差額の合計額 (25)+(26)	27	
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額	15					前期末における差額 (前期の(24))	28	

「15」欄
 関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00421」
 ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

別表十二(十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()		
当期積立額	1		円	期首中部国際空港整備準備金の金額	11	円
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額	2		均等益金算入額の計算	基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12
					均等益金算入額 (12)×——	13
(1)のうち剰余金の処分による積立額	3			越金額	同上以外の場合による益金算入額	14
					計 (13) + (14)	15
積立限度	空港用地取得価額基準額の計算 累積限度基準額 (平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時ににおける中部国際空港用地の帳簿価額)	4		算入額	当期積立額のうち損金算入額 (10)	16
					空港用地取得価額基準額 (4) × $\frac{1}{10}$	5
額の計算	所得又は連結所得の金額 (別表四「39の①」又は(別表四の二「47の①」+「48の①」+「49の①」+「50の①」))	7		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18
					所得基準額の計算 所得基準額 (7) × $\frac{2}{3}$	8
積立限度	積立限度基準額残額 (4) - ((11) - (14))	6		当期	差引 (18) - (17)	19
					積立限度超過額 (1) - (9)	21
額の計算	積立限度額 (5)、(6)と(8)のうち少ない金額	9		前期以前分	貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))	20
					当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)	22
当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額		10		前期以前分	前期末における差額 (前期の(19))	23

別表十二(十二) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1212

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00481」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

別表十二(十三)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(十三) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

資産の種類及び名称		1					合計	
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円	
	当期益金算入額	特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4					
		積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(2)のうち少ない金額	5					
		(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
		計 (4) + (5) + (6)	7					
	差引特別修繕準備金の金額 (3) - (7)	8						
	当期積立額	9						
	積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額		11						
(11) - (8) (マイナスの場合は0)		12						
$\frac{\text{当期の月数}}{60 \text{又は} 72}$		13	—	—	—	—		
(12) × (13)		14	円	円	円	円		
積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額	15							
積立限度超過額 (9) - (15)	16					円		
期末特別修繕準備金の金額 (8) + (9) - (16)	17							
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18							

「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の8第1項」※1又は「第57条の8第10項」※2
 ② 「区分番号」欄：「00391」
 ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

積立期間 の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額	23						
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 $(23) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$	24						

平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算

当期益金算入額の計算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平 . .				円	
	同上の日における特別修繕準備金の金額	26					円	
	$\frac{\text{当期の月数}}{48 \text{又は} 120}$	27	—					
	4年等均等取崩金額 (26) × (27)	28					円	
	同上以外の場合による益金算入額	29						
	当期益金算入額 ((28) + (29))と(31)のうち少ない金額	30						
	翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	31					円
		当期益金算入額 (30)	32					
		期末特別修繕準備金の金額 (31) - (32)	33					
		貸借対照表に計上されている特別修繕準備金 差引 (34) - (33)	35					
当期分	当期積立額	36						
	貸借対照表の取崩不足額 (30) - ((36) - ((34) - 前期の(34)))	37						
	計 (36) + (37)	38						
前前分	前期末における差額 (前期の(35))	39						

別表十三(四)

「21」、「25」又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十三(四) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		代替資産について帳簿価額の減額を計算した場合	取得した代替資産の種類	20		
	収用換地等による譲渡年月日	2	昭平 . .		代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21		円
	譲渡資産の種類	3			代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22		
	譲渡資産の収用換地等があった部分の帳簿価額	4			圧縮限度額 (22) × (19)	23		
保留地	取得した補償金等の額	5		特別勘定に経理した金額	圧縮限度超過額 (21) - (23)	24		
	交換取得資産に係る補償金等の額	6			特別勘定に経理した金額	25		
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	8		特別勘定を設けた場合	繰入限度額の計算	26		
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	9			特別勘定の対象となり得る金額 (17) - (22)	26		
	差引譲渡経費の額 (8) - (9)	10			繰入限度額 (26) × (19)	27		
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (10) × $\frac{(5) + (6)}{(5) + (6) + (7)}$	11			繰入限度超過額 (25) - (27)	28		
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10) - (11)	12			翌期繰越額の計算	29		
	交換取得資産の種類の計算	13			当初の特別勘定の金額 (25) - (28)	29		
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(5) + (6)}{(5) + (6) + (7)}$	13		交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30		
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (13)	14			当期中に益金の額に算入すべき金額	31		
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (5)	15		圧縮限度額の計算	期末特別勘定残額 (29) - (30) - (31)	32		
	同上に係る譲渡経費の額 (10) × $\frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$	16			交換取得資産の種類	33		
	差引補償金等の額 (15) - (16)	17			交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	34		円
	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$	18			交換取得資産の価額 (7)	35		
	差益割合 $\frac{(17) - (18)}{(17)}$	19			交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(14)	36		
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (5)	15		圧縮限度額の計算	交換取得資産につき支払った交換差金の額	37		
	同上に係る譲渡経費の額 (10) × $\frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$	16			交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)又は(12)	38		
	差引補償金等の額 (15) - (16)	17			計 (36) + (37) + (38)	39		
差益割合の計算	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(5)}{(5) + (6) + (7)}$	18		圧縮限度額の計算	圧縮限度額 (35) - (39)	40		
	差益割合 $\frac{(17) - (18)}{(17)}$	19			圧縮限度超過額 (34) - (40)	41		

P66参照

別表十三(四)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
取用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条第1項」又は「第64条第8項」	00356	「21」欄の金額(「23」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00545	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条第8項」	00546	
	「第65条第3項において準用する第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00548	

※ 「第64条第8項」、「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」、「第65条第3項において準用する第64条第8項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00545」及び「00548」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
取用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条の2第1項」又は「第64条の2第2項」	00357	「25」欄の金額(「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条の2第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」	00547	

※ 「第64条の2第2項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第1項」又は「第65条第5項」	00216	「34」欄の金額(「40」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第65条第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(五)

「18」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書
(号該当)

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十三(五) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1					譲渡の日を含む事業年度	
	同上の資産の取得年月日	2	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	平 . .	
	譲渡した資産の所在地	3					計	
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	譲渡年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
	対価の額	6	円	円	円	円	円	
	譲渡直前の帳簿価額	7						
	譲渡に要した経費の額	8						
	計 (7) + (8)	9						
	差益割合	10						
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11						
	取得した買換資産の所在地	12						
	取得年月日	13	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .		
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円	円	
	ある場合の取得土地等価額	取得した土地等の面積	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	16					
		取得価額 (14) × (15) / (16)	17	円	円	円	円	円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18						
	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	圧縮基礎取得価額 (14)又は(17)と(19)のうち少ない金額	20					
		買にあ取得する取得価額がの前の圧縮基礎取得価額	21					
		前期末の取得価額	22					
	計	前期末の帳簿価額	23					
		圧縮基礎取得価額 (20) × (22) / (21)	24					
	圧縮限度額 (20)又は(23) × (10) × 0.8	25						
	圧縮限度超過額 (18) - (24)	26						
	対価の額の残額の計算	対価の額の合計額 (6の計)	26	円				円
		同上のうち譲渡の日属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	27					
特別勘定の対象となり得る金額 (26) - (27)		28						
翌期繰越額の計算		同上のうち買換に充てようとする金額	29					
		同上のうち前期末資産の取得に充てた金額	30					
当期中において買換資産の取得に充てた金額		31						
翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (29) - (30) - (31)		32						
特別勘定を設けた場合		33						
繰入の限度額		34						
繰入限度超過額 (34) × (10) × 0.8		35						
繰入限度超過額 (33) - (35)	36							
翌期繰越額の計算	37							
当初の特別勘定の金額 (33) - (36)	38							
同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	39							
当期中に益金の額に算入すべき金額	40							
期末特別勘定残額 (37) - (38) - (39)	40							

P68~69参照

P70参照

別表十三(五)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第65条の7第1項」、「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00359	「18」欄の金額(「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え (第2号該当)		00360	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第3号イ又はロ該当)		00549	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第3号ハ該当)		00550	
過疎地域の外から内への買換え (第4号該当)		00551	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第5号該当)		00552	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		00363	
農用地区域等内における土地の買換え (第7号該当)		00235	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第8号該当)		00236	
国内にある土地等、建物又は構築物で所有期間が10年を超えるものから国内にある一定の土地等、建物、構築物等への買換え (第9号該当)		00422	
日本船舶から日本船舶への買換え (第10号該当)	00364		
(平成26年旧措置法第8号該当)	「平成26年旧措置法第65条の7第1項」、「平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00236	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
(第1号から第10号該当)	「第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00557	「18」欄の金額(「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
(平成26年旧措置法第8号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第1項」、「平成26年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」		

※ 「第65条の7第9項」、「平成26年旧措置法第65条の7第9項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「平成26年旧措置法第8号」は、平成26年4月1日前に施行の認可をされた防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、同日以後に取得をする買換資産について適用する場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「平成26年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第65条の8第1項」、「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00365	「33」欄の金額(「35」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え (第2号該当)		00366	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第3号イ又はロ該当)		00553	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第3号ハ該当)		00554	
過疎地域の外から内への買換え (第4号該当)		00555	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第5号該当)		00556	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		00369	
農用地区域等内における土地の買換え (第7号該当)		00254	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第8号該当)		00255	
国内にある土地等、建物又は構築物で所有期間が10年を超えるものから国内にある一定の土地等、建物、構築物等への買換え (第9号該当)		00423	
日本船舶から日本船舶への買換え (第10号該当)	00370		
(平成26年旧措置法第8号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00255	

※ 「第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の8第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「平成26年旧措置法第8号」は、平成26年4月1日前に施行の認可をされた防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、同日以後に取得をする買換資産について適用する場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「平成26年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(六)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十三(六) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換分合計画が公告された日	1	昭平	取得資産のみを	資産の帳簿価額を減額した金額	13		円
譲渡資産の種類	2		譲渡直前の帳簿価額(8)	譲渡直前の帳簿価額(8)	14		
<p>「13」欄</p> <p>特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00260」</p> <p>③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>							
譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	圧と清算金を取得した場合	対応する帳簿価額	17		
帳簿価額	6	円		計算			
譲渡に要した経費の額	7		譲渡資産の譲渡	圧縮限度額	18		
計	8			圧縮限度超過額	19		
<p>「20」欄</p> <p>特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00260」</p> <p>③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>							
取得資産の価額	11	円	取得資産を取得した場合	取得資産の価額(11)	21		
取得した土地等の面積	12	平方メートル		計			
<p>計</p> <p>(22) + (23)</p> <p>24</p> <p>圧縮限度額</p> <p>(21) - (24)</p> <p>25</p> <p>圧縮限度超過額</p> <p>(20) - (25)</p> <p>26</p>							

別表十三(七)

「15」、「23」又は「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23			円
取得資産等の価額(14)	24			
譲渡直前の帳簿価額(10)	25			
譲渡資産等とともに支出した交換差金の額	26			
譲渡資産の対価の額(7)	27			
(25)+(26)又は(24)-(27))	28			
圧縮限度額(24)-(28)	29			
圧縮限度超過額(23)-(29)	30			
取得認定期間	31	平	・	・
特別勘定に経理した金額	32			円
譲り受ける宅地の価額の見積額	33			
譲渡直前の帳簿価額(10)	34			
譲渡資産の対価の額(7)	35			
譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)	36			
譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき(34)× $\frac{(33)}{(35)}$	37			
譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき(34)+(33)-(35)	38			
繰入限度額(33)-(36)、(37)又は(38))	39			
繰入限度超過額(32)-(39)	40			
当初の特別勘定の金額(32)-(40)	41			
同前期末までに益金の額に算入された金額	42			
当期中に益金の額に算入すべき金額	43			
期末特別勘定残額(41)-(42)-(43)	44			

別表十三(七) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

造成事業施行者の名称	1			
交換等をした資産の種類	2			
同上の資産の取得年月日	3	昭	・	・
交換等をした資産の所在地	4			
交換等をした土地等の面積	5		平方メートル	
交換等の年月日	6	平	・	・
対価の額	7			円
譲渡直前の帳簿価額	8			
交換等に要した額	9			
計(8)+(9)	10			
取得した宅地の所在地	11			
取得した宅地	12			平方メートル
取得年月日	13	平	・	・
取得した宅地の価額	14			円
交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	15			
譲渡直前の帳簿価額(10)	16			
取得資産等の価額(14)	17			
取得資産等とともに取得した交換差金の額	18			
譲渡資産の対価の額(7)	19			
取得資産等の価額に対応する帳簿価額(16)× $\frac{(17)}{(17)+(18)}$ 又は $\frac{(17)}{(19)}$	20			
圧縮限度額(17)-(20)	21			
圧縮限度超過額(15)-(21)	22			

P73参照

場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地と交換差金を取得した場合

別表十三(七)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換により土地のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合)	「第65条の11第1項」又は「第65条の11第4項」	00261	「15」欄の金額(「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第65条の12第8項において準用する第65条の11第1項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」	00558	

※ 「第65条の11第4項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00558」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合)	「第65条の11第1項」又は「第65条の11第4項」	00261	「23」欄の金額(「29」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第65条の12第8項において準用する第65条の11第1項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」	00558	

※ 「第65条の11第4項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00558」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第65条の12第1項」又は「第65条の12第3項」	00262	「32」欄の金額(「39」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第65条の12第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例を適用を受ける場合が該当します。

別表十三(九)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十三(九) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換の年月日	1	平 . .	交換取得	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		円
取得資産の種類	2		譲渡直前の帳簿価額	(8)	14		
<p>「13」欄</p> <p>特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄: 「00265」</p> <p>③ 「適用額」欄: 「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>							
譲渡した所有隣接土地等の面積	5	平方メートル	取得又は交換の場合	対応する帳簿価額	17		
				$(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$			
譲渡直前の帳簿価額	6	円	交換の場合	圧縮限度額	18		
				(15) - (17)			
譲渡に要した経費の額	7		交換の場合	圧縮限度超過額	19		
				(13) - (18)			
計	8		交換と圧縮	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20		
				交換取得資産の価額	21		
				(11)			
<p>「20」欄</p> <p>特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄: 「00265」</p> <p>③ 「適用額」欄: 「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>							
取得資産の価額	11	円	支出した場合	の価額	24		
				(22) + (23)			
取得した土地等の面積	12	平方メートル	場合	圧縮限度額	25		
				(21) - (24)			
				圧縮限度超過額	26		
				(20) - (25)			

別表十三(十)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十三(十) 平二十七年・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

先行取得土地等の明細						
		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等	
先行取得土地等の取得年月日	1	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平 . . 平 . .				
届出書の提出年月日	3	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
先行取得土地等の所在地	4					
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額	取得価額	6	円	円	円	円
	前期までに損金算入された積立金計上額	7				
	差引取得価額 (6)-(7)	8				

譲渡土地等の明細						
譲渡土地						
譲渡土地						
譲渡利益金額の計算	対					
	譲渡直前の帳簿価額					
	譲渡に要した経費の額	13				
	計 (12)+(13)	14				
譲渡利益金額 (11)-(14)	15					

「17」欄

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の2第1項」※1又は「第66条の2第7項」※2

② 「区分番号」欄：「00266」

③ 「適用額」欄：「17」欄の金額(「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

圧縮限度額の計算						
		①	②	③	④	⑤
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17					
圧縮限度額	18					
(15)の計)×(80%又は60%)	18					
(18)のうち適用済みの金額	19		②)の①	②)の①+②	②)の①+②+③	②)の①+②+③+④
(18)-(19)	20					
個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額	21					
圧縮限度超過額 (17)-(21)	22					

別表十三(十一)

「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 ・ ・
 ・ ・
 法人名 ()

賦課金の額	1	円	試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額	5	円
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2		圧縮限度額の計算 (3)のうち固定資産の取得等に充てた金額	6	
差引賦課金の額 (1) - (2)	3		圧縮限度額 (6)又は((6) - 1円)	7	
取得した試験研究用資産の種類	4		圧縮限度超過額 (5) - (7)	8	

別表十三(十一)
 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1311

「5」欄

技術研究組合の所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の10第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00373」
- ③ 「適用額」欄：「5」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

別表十三(十二)

「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・
・

法人名

()

別表十三(十二) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称	1		告示年月日	4	平・・
助成金を交付した者	2		告示番号	5	第号
助成金の交付を受けた年月日	3	平・・	交付を受けた助成金等の額	6	円
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算					
帳簿価額の減額等をした場合			特別勘定を設けた場合		
減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17	円
減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額	18	
損金不算入額 (8) - (7)	9		(12) - (14)		
転廃業助成金の額	10		繰入限度超過額 (17) - (18)	19	
減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11		翌期初繰越	20	
差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	21	
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		当期中に益金の額に算入すべき金額	22	
圧縮限度額の計算 固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14		期末特別勘定残額 (20) - (21) - (22)	23	
圧縮限度額 (14)又は((14) - 1円)	15				
圧縮限度超過額 (13) - (15)	16				

P78参照

別表十三(十二)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(減価補償金により帳簿価額の減額をした場合)	第67条の4第1項	00274	「8」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転廃業助成金等の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第67条の4第2項」又は「第67条の4第3項」	00275	「13」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第67条の4第9項において準用する第67条の4第2項」又は「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」	00559	

※ 区分番号「00275」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「00559」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第67条の4第3項」及び「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第67条の4第4項」又は「第67条の4第5項」	00276	「17」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第67条の4第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四(二)

「26」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十四(二)

平二一七・四・一以後終了事業年度分

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

		公益法人等以外の法人の場合		公益法人等の場合				
一般寄附金	指定寄附金等の金額(41の計)	1	円	損支出金	長期給付事業への繰入利子額	25	円	
	特定公益増進法人等に対する寄附金額(42の計)	2			「26」欄	同上以外のみなし寄附金額	26	
	その他の寄附金額	3						
	計(1)+(2)+(3)	4						
	全支配関係がある	5						
<p>認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第1項」※1又は「第66条の11の2第1項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄:「00375」※1又は「00393」※2</p> <p>③ 「適用額」欄:「26」欄の金額</p> <p>(注) 公益法人等にみなし寄附金がある場合には、「26」欄を記載することになりますが、本特例は、認定特定非営利活動法人を対象としているものですので、認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。</p> <p>※1 特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第1項(区分番号:「00375」) 「旧認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合</p> <p>※2 第66条の11の2第1項(区分番号:「00393」) 「認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合</p>								
に損引		(14)+(15)×2						
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額(は(16)のうち少ない金額)		17		損金算入限度額(31)、(31)と(32)のうち多い金額又は(31)と(33)のうち多い金額		34		
<p>認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第66条の11の2第2項」※1、2又は「特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第2項」※1</p> <p>② 「区分番号」欄:「00394」※1又は「00424」※2</p> <p>③ 「適用額」欄:「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、「認定特定非営利活動法人」※1、「旧認定特定非営利活動法人」※1又は「仮認定特定非営利活動法人」※2の記載があるものの合計額)</p> <p>※1 第66条の11の2第2項又は特定非営利活動促進法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第2項(区分番号:「00394」) 「認定特定非営利活動法人」又は「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合</p> <p>※2 第66条の11の2第2項(区分番号:「00424」) 「仮認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合</p>								
計								
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細								
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額				
				42				
				円				
計								
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細								
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額				
				円				

別表十四(四)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十四(四) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受人名	1						計
譲渡損益調整資産の種類	2						
譲渡年月日	3	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .		
譲渡対価の額	4	円	円	円	円		
譲渡原価の額	5						
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6						
圧縮言		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条第10項」</p> <p>② 「区分番号」欄:「00582」</p> <p>③ 「適用額」欄:「18」欄の「その他()」の空欄に「換地処分等」と記載した譲渡損益調整資産の「14」欄の金額</p> </div>					
譲							
当期が譲							
譲							
(5) - (4) (マイナスの場合は0)	10						
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11						
譲渡利益額の調整	12						
当期益金算入額 (簡便法により計算する場合には、(2)又は(25)の金額)	13						
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12) - (13)	14						
譲渡損失額の調整	15						
当期損金算入額 (簡便法により計算する場合には、(2)又は(26)の金額)	16						
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15) - (16)	17						
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()		
簡便法による当期益計算する額は合	19						
減価償却期間の月数 (譲受法人が適用する耐用年数) × 12	20	月	月	月	月		
当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	21						
当期益金算入額 (8) × (20)/(19)	22	円	円	円	円		
当期損金算入額 (10) × (20)/(19)	23						
支出の効果の及ぶ期間の月数	24	月	月	月	月		
当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	25						
当期益金算入額 (8) × (24)/(23)	26	円	円	円	円		
当期損金算入額 (10) × (24)/(23)	26						

別表十六(一)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることとまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。(「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産	種類	1							
	構造	2							
	細目	3							
区分	取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5							
	耐用年数	6		年		年		年	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外
	圧縮記帳による積立金計上額	8							
	差引取得価額(7)-(8)	9							
帳簿	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10							
	期末現在の積立金の額	11							
	積立金の期中取崩額	12							
	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△
額	損金に計上した当期償却額	14							
	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外
	合計(13)+(14)+(15)	16							
当期分の普通償却	平成19年3月31日以前取得分の普通償却	17							
	残存価額	18							
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	19							
	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)-(17)	20							
	旧定額法の償却率	21		円		円		円	
	算出償却額(19)×(20)	22	()	()	()	()	()	()	()
	増加償却額(21)×割増率	23							
	計(21)+(22)又は(16)-(18)	24							
	算出償却額(18-1円)× $\frac{1}{60}$	25							
	定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)	26							
	定額法の償却率	27							
	算出償却額(25)×(27)	28		円		円		円	
	増加償却額(27)×割増率	29							
	計(27)+(28)	30							
当期分の償却額	当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(29)	31							
	特別償却限度額	32	外	円	外	円	外	円	外
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33							
	合計(30)+(32)+(33)	34							
当期償却額	当期償却額	35							
差引	償却不足額(34)-(35)	36							
	償却超過額(35)-(34)	37							
償却超過額	前期からの繰越	38				外		外	
	当期償却不足によるもの	39							
	積立金取崩しによるもの	40							
	合計翌期への繰越額(37)+(38)-(39)-(40)	41							
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額((36)-(39))と(32)+(33)のうち少ない金額	42							
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43							
	差引翌期への繰越額(42)-(43)	44							
	翌期繰越額への内繰	45		平	・	平	・	平	・
	当期分不足額	46							
	格組繰再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((36)-(39))と(32)のうち少ない金額	47							
備考									

P85~89参照

P89参照

別表十六(一) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(二)

「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(二) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。)の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種 類	1								
資 産 構 造	2								
資 産 細 目	3								
取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5								
耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年	年	年	年
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	8								
差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	9								
償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10								
期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11								
積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12								
差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△	
損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	14								
前 期 から 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額	15	外		外		外		外	
合 計 (13)+(14)+(15)	16								
前 期 から 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 償 却 額 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 (16)-(17)	17								
差 引 取 得 価 額 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$	19								
旧 定 率 法 の 償 却 率	20								
算 出 償 却 額 (18) × (20)	21		円		円		円		円
増 加 償 却 額 (21) × 割 増 率 計	22	()	()	()	()	()	()	()	()
(21)+(22) 又 は (18)-(19)	23								
算 出 償 却 額 (19)-(14) × $\frac{60}{66}$	24								
定 率 法 の 償 却 率	25								
調 整 前 償 却 額 (18) × (25)	26		円		円		円		円
保 証 率	27								
償 却 保 証 額 (9) × (27)	28		円		円		円		円
改 定 取 得 価 額 (26) × (28)	29								
改 定 償 却 率 (29) × (25)	30		円		円		円		円
増 加 償 却 額 (29) 又 は (31) 計	31								
(26) 又 は (31) + (32)	32								
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等 (32) × (24) 又 は (33)	34								
特 別 償 却 限 度 額 (34) × (27)	35		円		円		円		円
特 別 償 却 限 度 額	36	外	円	外	円	外	円	外	円
前 期 から 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	37								
合 計 (34) + (36) + (37)	38								
当 期 償 却 額	39								
償 却 不 足 額 (38) - (39)	40								
償 却 超 過 額 (39) - (38)	41								
前 期 から の 繰 越 償 却 不 足 額	42			外		外		外	
当 期 償 却 不 足 額 によるもの	43								
積 立 金 取 崩 し によるもの	44								
差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (41) + (42) - (43) - (44)	45								
翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((40)-(43)) と (36) + (37) の うち 少 ない 金 額	46								
当 期 において 切 り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	47								
差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (46) - (47)	48								
翌 期 へ の 繰 越 額 平 ・ ・ 平 ・ ・	49								
当 期 分 不 足 額	50								
適 格 組 織 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 ((40)-(43)) と (36) の うち 少 ない 金 額	51								
備 考									

P85~89参照

P89参照

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

1

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十六(三) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1						
資産区分	2						
取得年月日	3						
事業の用に供した年月	4	・	・	・	・	・	・
取得価額又は製作価額	5	外	円	外	円	外	円
取得価額	6						
圧縮記帳による積立金計上額	7						
差引取得価額	8						
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9						
期末現在の積立金の額	10						
積立金の期中取崩額	11						
差引帳簿記載金額	12	外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	13						
前期から繰り越した償却超過額	14	外		外		外	
合計	15						
鉱山の命数	16		年		年		年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17						
同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン		トン
経済的採掘可能数量	19						
当期産出鉱量	20						
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額	21		円		円		円
残存価額	22						
差引取得価額 × 5%	23						
旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額	24						
鉱量1トン当たり償却金額	25						
算出償却額	26						
平成19年4月分以後取得分の生産高比例法の償却額	27						
算出償却額	28						
当期分の普通償却限度額	29						
当期分の普通償却限度額	30						
租税特別措置法適用条項	31	()	条項	()	条項	()	条項
特別償却限度額	32	外	円	外	円	外	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33						
合計	34						
当期償却額	35						
償却不足額	36						
償却超過額	37						
前期からの償却超過額	38	外		外		外	
当期償却不足額	39						
積立金取崩しによるもの	40						
差引合計翌期への繰越額	41						
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	42						
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43						
差引翌期への繰越額	44						
翌期繰越額の平	45	平	・	平	・	平	・
当期分不足額	46						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	47						
備考							

P85~89参照

P89参照

別表十六(五)

「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

1

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1								
構造	2								
細目	3								
取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5								
耐用年数	6		年		年		年		年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引取得価額 (7)-(8)	9								
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
期末現在の積立金の額	11								
積立金の期中取崩額	12								
差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	14								
前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外	
合計 (13)+(14)+(15)	16								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17								
旧定率法又は定率法の償却額計算の基礎となる金額	18								
旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)-(9)× $\frac{100}{100}$	19								
旧定額法の償却率	20								
旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21		円		円		円		円
旧定率法の償却率	22								
算出償却額 (19)×(20)又は(21)×(22)	23		円		円		円		円
定額法による償却額計算の基礎となる金額	24								
定額法の償却率	25								
定率法の償却率	26								
算出償却額 (24)×(25)又は(26)×(27)	28		円		円		円		円
当期分の普通償却限度額 (23)又は(28)	29								
特別償却限度額 (外) (外) (外) (外) (外)	30								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	31								
合計 (29)+(30)+(31)	32								
差引取得価額×50% (9)× $\frac{50}{100}$	33								
当期償却可能限度額	34								
当期の通常償却額 (32)又は(34)のうち取り替えた新たな資産の償却限度額 (35)+(36)	35								
当期償却額	38								
償却不足額 (37)-(38)	39								
償却超過額 (38)-(37)	40								
前期からの繰越額	41	外		外		外		外	
当認額	42								
積立金取崩しによるもの	43								
差引合計翌期への繰越額 (40)+(41)-(42)-(43)	44								
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((39)-(42))と(30)+(31)のうち少ない金額	45								
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	46								
差引翌期への繰越額 (45)-(46)	47								
翌繰内平	48								
当期分不足額	49								
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((39)-(42))と(30)のうち少ない金額	50								
備考									

P85~89参照

P89参照

別表十六(五) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P91～97参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	平成27年旧措置法第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号イ)	00431 ※1	
	第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号ロ)	00566 ※1	
	第42条の5第1項第1号ハ	00403	
	平成26年旧措置法第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437 ※2	
	第42条の5第1項第1号ニ	00287	
	第42条の5第1項第2号	00293	

※1 区分番号「00566」は、平成27年4月1日以後に特定エネルギー環境負荷低減設備等(風力発電設備)の取得等をした場合が該当し、平成27年4月1日前に特定エネルギー環境負荷低減設備等(太陽光・風力発電設備)の取得等をした場合は、区分番号「00431」が該当します。

※2 区分番号「00437」は、平成26年4月1日前に特定エネルギー環境負荷低減設備等(熱電併給型動力発電設備)の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
	第42条の6第2項	00487	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項第1号イ	00498	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の10第1項第1号ロ	00501	
	第42条の10第1項第2号	00504	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	第42条の12第1項	00568 ※	

※ 区分番号「00568」は、地域再生法の一部を改正する法律の施行日以後に地方活力向上地域において特定建物等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	平成27年旧措置法第42条の12の2第1項	00441	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の5第1項	00509 ※	
	第42条の12の5第1項及び第2項	00512 ※	

※ 区分番号「00512」は、平成28年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合が該当し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合は、区分番号「00509」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
船舶の特別償却	第43条第1項第2号	00307	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第2項	00521	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第1項	00388	
	平成27年旧措置法第44条の4第2項	00316	
特定信頼性向上設備等の特別償却	第44条の5第1項	00451	
	第44条の5第2項	00524	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項第1号	00120	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	平成27年旧措置法第45条第1項第1号ロ	00328 ※	

※ 区分番号「00328」は、平成27年4月1日前に取得等をした工業用機械等について、振興山村地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第2号	00527	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第3号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第4号	00533	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項第5号	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第45条第2項第1号	00454 ※1	
	第45条第2項第1号	00573 ※1	
	第45条第2項第2号	00560 ※2	
	平成26年旧措置法第45条第2項第2号	00457 ※2	
	第45条第2項第3号	00536 ※2	
	第45条第2項第4号	00575	

※1 区分番号「00454」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00573」が該当します。

※2 区分番号「00457」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00536」が該当します。
なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項	00331	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	平成27年旧措置法第45条の2第1項第2号	00334	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条第1項	00337	
支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却	平成27年旧措置法第46条の2第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)	平成27年旧措置法第46条の3第1項	00340 ※	
	「第46条の2第1項第1号イ」又は「第46条の2第1項第2号イ」	00577 ※	
	「第46条の2第1項第1号ロ」又は「第46条の2第1項第2号ロ」	00579 ※	

※ 区分番号「00577」又は「00579」は、平成27年4月1日以後に次世代育成支援対策推進法の基準適合認定又は特例基準適合認定を受けた法人の同日以後に開始する事業年度(同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含みます。)終了の日において有する次世代育成支援対策資産について平成27年度税制改正後の措置の適用を受ける場合が該当します。

なお、平成27年4月1日以前に次世代育成支援対策推進法の基準適合認定を受けた法人の同日前に開始した事業年度終了の日において有する特定建物等について平成27年度税制改正前の措置の適用を受ける場合には、区分番号「00340」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00343	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)	「平成27年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成25年旧措置法第47条の2第1項」 (「平成27年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」)	00460 ※1	
	第47条の2第1項 (同条第3項第1号イ)	00466 ※2	
	「第47条の2第1項」、「平成27年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成25年旧措置法第47条の2第1項」 (「第47条の2第3項第1号ロ」、「平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号ロ」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00469 ※2	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)	第47条の2第1項 (同条第3項第2号)	00539	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	「第47条の2第1項」又は「平成27年旧措置法第47条の2第1項」 (「第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00478	

※1 区分番号「00460」は、平成27年4月1日前に取得等をした都市再開発法の市街地再開発事業によって建築される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「00466」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、区分番号「00469」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	第48条第1項	00349	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」	00187	別表十六(一)「33」欄、別表十六(二)「37」欄、別表十六(三)「33」欄又は別表十六(五)「31」欄の金額

別表十六(七)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(七) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名 ()

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(租税特別措置法第67条の5又は第68条の2)の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円(当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額)が限度となりますので御注意ください。

資産区分	種類	1	取得価額					
			円	円	円	円	円	
資産区分	種	1						
	構	2						
	細	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5						
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
資産区分	種	1						
	構	2						
	細	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5						
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
資産区分	種	1						
	構	2						
	細	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5						
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「8」欄</p> <p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の5第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄:「00277」</p> <p>③ 「適用額」欄:「8」欄の金額</p> <p>(注) 適用額は、年300万円が上限となります。</p> </div>								
取得価額	取得価額又は製作価額	5						
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)							8	円

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第1号イ)	00401	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第42条の5第1項及び第6項(同条第1項第1号イ))	00432 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項及び第6項(同条第1項第1号ロ))	00567 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第1号ハ)	00404	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第42条の5第1項及び第6項(同条第1項第1号ハ))	00438 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第1号ニ)	00288	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第2号)	00294	

※1 区分番号「00567」は、平成27年4月1日以後に特定エネルギー環境負荷低減設備等(風力発電設備)の取得等をした場合が該当し、平成27年4月1日前に特定エネルギー環境負荷低減設備等(太陽光・風力発電設備)の取得等をした場合は、区分番号「00432」が該当します。

※2 区分番号「00438」は、平成26年4月1日前に特定エネルギー環境負荷低減設備等(熱電併給型動力発電設備)の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00035	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00038	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00041	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第2項)	00488	「8」欄の金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第1号イ)	00499	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第1号ロ)	00502	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第2号)	00505	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00299	
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合等の特別控除	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00569 ※	

※ 区分番号「00569」は、地域再生法の一部を改正する法律の施行日以後に地方活力向上地域において特定建物等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00442	「8」欄の金額
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00446	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の5第1項)	00510 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の5第1項及び第2項)	00513 ※	

※ 区分番号「00513」は、平成28年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合が該当し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合は、「00510」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00413	「8」欄の金額
船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00308	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項)	00519	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第2項)	00522	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	「8」欄の金額
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第1項)	00389	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第44条の4第2項)	00317	
特定信頼性向上設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第1項)	00452	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第2項)	00525	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第1項第1号)	00121	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条第1項第1号ロ)	00329 ※	

※ 区分番号「00329」は、平成27年4月1日前に取得等をした工業用機械等について、振興山村地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00528	「8」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条第2項第1号)	00455 ※1	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第1号)	00574 ※1	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第2号)	00561 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第45条第2項2号)	00458 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第3号)	00537 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第4号)	00576	

※1 区分番号「00455」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00574」が該当します。

※2 区分番号「00458」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00537」が該当します。
なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00561」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第1項)	00332	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条の2第1項第2号)	00335	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00338	
支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00172	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第46条の3第1項)	00341 ※	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第46条の2第1項第1号イ」又は「第46条の2第1項第2号イ」)	00578 ※	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第46条の2第1項第1号ロ」又は「第46条の2第1項第2号ロ」)	00580 ※	

※ 区分番号「00578」又は「00580」は、平成27年4月1日以後に次世代育成支援対策推進法の基準適合認定又は特例基準適合認定を受けた法人の同日以後に開始する事業年度(同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含みます。)終了の日において有する次世代育成支援対策資産について平成27年度税制改正後の措置の適用を受ける場合が該当します。

なお、平成27年4月1日前に次世代育成支援対策推進法の基準適合認定を受けた法人の同日前に開始した事業年度終了の日において有する特定建物等について平成27年度税制改正前の措置の適用を受ける場合には、区分番号「00341」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00344	「8」欄の金額
特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「平成27年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」)	00461 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第1号イ)	00467 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第1号ロ」、「平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号ロ」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00470 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第2号)	00540	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00479	

- ※1 区分番号「00461」は、平成27年4月1日以前に取得等をした都市再開発法の市街地再開発事業によって建築される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。
- ※2 区分番号「00467」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、区分番号「00470」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00350	「8」欄の金額

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00581	「9」欄の金額

3 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内

《参照先》

「国税庁ホームページ」(www.nta.go.jp)→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」

①

②

広報関係	所得税関係	源泉所得税関係	譲渡・山林所得関係	相続税・贈与税関係
法人税関係	消費税関係	印紙税関係	酒税関係	間接諸税関係
認定NPO法人関係	法定調書関係	電子申告等関係	その他	

法人税関係

改正の概要関係

- ▶ [平成27年度 法人税関係法令の改正の概要\(平成27年5月\)](#)

適用額明細書関係

- ③ ▶ [適用額明細書に関するお知らせ\(平成26年6月\) NEW](#)



[ホーム](#) > [税について調べる](#) > [パンフレット・手引き](#) > [適用額明細書に関するお知らせ](#)

適用額明細書に関するお知らせ

平成22年度税制改正において、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が制定され、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されました。このため、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります。

- (3) 適用額明細書記載の手引
平成27年4月1日以後終了事業年度分
- (4) 事業年度分の適用額明細書(PDF/78KB)